

# 三重県地域福祉支援計画 (最終案)

令和2年3月

# 三重県地域福祉支援計画

## 目 次

### 第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
・経緯	1
・地域福祉を取り巻く状況	2
・課題の複雑化・複合化	7
・国等の動き	7
・県内地域における取組	12
・新たな地域福祉支援計画の策定	12
2 計画策定の視点（基本姿勢）	14
3 めざすべき方向性と着眼点	16
4 計画の位置付けと他計画との関係	17
5 計画期間	19

### 第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況	20
2 支援を必要とする人等の状況	22
3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況	44

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（めざすべき姿）	51
2 施策体系（取組の柱）	53
3 施策体系（推進項目）	55

### 第4章 施策展開

推進項目1 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）	57
1 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	58
（1）サロン活動への支援	58
（2）子どもの居場所づくり	59
2 地域住民による支援活動の推進	59
（1）福祉教育・社会教育の推進	60
（2）ボランティア活動への支援	61
（3）高齢者・障がい者の地域活動への支援	61
（4）民生委員・児童委員活動への支援	61

<b>3 市町における包括的な支援体制づくりへの支援</b>	<b>61</b>
(1) 相談支援包括化推進員の養成	63
(2) 社会福祉協議会の取組への支援と連携強化	63
(3) 相談・支援機関の連携推進	63
<b>4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</b>	<b>64</b>
(1) ユニバーサルデザインの意識づくり	65
(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり	65
<b>推進項目2 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）</b>	<b>66</b>
<b>1 高齢者・障がい者への支援</b>	<b>66</b>
(1) 高齢者に対する支援の充実	67
(2) 障がい者に対する支援の充実	67
<b>2 子ども・子育て支援</b>	<b>67</b>
(1) 子ども・子育て支援の充実	68
(2) 社会的養育の推進	68
<b>3 生活困窮者等への支援</b>	<b>68</b>
(1) 生活困窮者自立支援の推進	69
(2) 子どもの貧困対策の推進	69
<b>4 生きづらさを抱える者（ひきこもり、自殺、犯罪をした者など）への支援</b>	<b>69</b>
(1) ひきこもり・ニート	71
(2) 自殺対策	71
(3) 再犯防止の取組の推進	72
(4) 認知症施策の推進	72
(5) がん・難病患者	72
(6) 医療的ケア児・者	73
(7) 外国人住民	73
(8) 人権課題（多様な性のあり方、DV 被害者 等）	73
<b>5 災害時における要配慮者への支援</b>	<b>73</b>
<b>6 生活基盤の充実</b>	<b>75</b>
(1) 就労機会の充実	76
(2) 住宅確保	77
(3) 移動の確保	78
<b>7 権利擁護の推進</b>	<b>78</b>
(1) 成年後見制度の利用促進	79
(2) 福祉サービスの利用援助	79
(3) 差別解消、虐待防止の取組の推進	79
(4) 消費者被害の防止・救済	80
<b>8 多様な生活課題への対応</b>	<b>80</b>

<b>推進項目3 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）</b> . . . . .	<b>84</b>
<b>1 福祉人材の確保</b> . . . . .	<b>85</b>
(1) 福祉人材の確保 . . . . .	85
(2) 若者等の参入促進 . . . . .	86
(3) 働きやすい福祉職場づくりへの支援 . . . . .	86
<b>2 福祉サービスの質の向上</b> . . . . .	<b>86</b>
(1) 効果的な指導監査等の実施 . . . . .	87
(2) 第三者評価の受審促進 . . . . .	87
(3) 苦情解決体制の充実 . . . . .	87
(4) 福祉人材の質の向上 . . . . .	87
<b>3 福祉サービスの総合的提供方法のあり方</b> . . . . .	<b>88</b>
(1) 保健・医療との連携 . . . . .	88
(2) 共生型サービスの普及 . . . . .	88
<b>4 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用</b> . . . . .	<b>88</b>
<b>第5章 推進体制</b>	
1 地域福祉推進会議の設置 . . . . .	90
2 市町・社会福祉協議会との意見交換の実施 . . . . .	90
<b>第6章 進行管理</b>	
進行管理（目標値） . . . . .	91

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

#### <経緯>

- 三重県では、社会福祉法に規定する県地域福祉支援計画として、平成16(2004)年3月に、市町の地域福祉の推進を支援するための県の地域福祉推進に関する基本的な方針等を示した「三重県地域福祉推進計画」を策定しました。この計画の対象期間は平成16(2004)年度からの5年間でしたが、各福祉分野に個別専門の法定計画があることをふまえ、平成21(2009)年度からの次期計画の策定は行わずに、これらの法定計画を総合的に運用することで対応してきました。
- 高齢者福祉の分野では、高齢者を取り巻く課題に対応するため、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」により、介護サービスの充実と人材確保、地域包括ケアの推進、介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化、元気高齢者が活躍する支え合い(安全安心)のまちづくりを4本の柱として地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための取組を進めています。
- 障がい者福祉の分野では、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」により、「多様性」、「生きがい」、「安心」をキーワードに、差別の解消や特別支援教育の充実、障がい者就労・農福連携の推進、障がい者スポーツの推進、保健・医療体制の充実等に取り組んでいます。
- 子どもの福祉の分野では、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」により、少子化対策全般に関する「少子化対策計画」、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「三重県次世代育成支援計画」、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要及びそれらの確保方策等を定めた「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策を総合的に推進する「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化し、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、子どもたちの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりに向けた取組を進めています。
- また、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」において重点的な取組の一つとして位置づけている子どもの貧困対策について、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、「三

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

重県子どもの貧困対策計画」により、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、包括的かつ一元的な支援の5つの支援を柱として取組を進めています。

- このように、福祉分野の高齢者、障がい者、子どもの各福祉サービスについては、それぞれの支援の対象者ごとに計画を策定し、目標を定め、必要な施策を展開していくことによって、対象領域における機能の強化とサービスの充実を図っているところです。
- 地域福祉の推進においても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者のみなさんとの協働・連携のもとに、地域における支え合い体制づくりを進めてきました。
- また、福祉の枠組みが、それまでの「措置制度」から、利用者が自ら受けるサービスを選択する利用者本位の「利用制度」へと転換される中で、利用者の選択を保障する「事業者の情報提供」と契約内容が正確に守られるための「仕組み」づくりに向けて、「みえ福祉第三者評価制度」を運用するとともに、社会福祉分野における権利擁護のための制度として、福祉サービスの適切な利用等を支援する日常生活自立支援事業の取組を行い、福祉サービスの利用における共通基盤となる制度の充実に取り組んできました。
- さらに、障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことのできる社会の実現をめざし、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を策定し、さまざまな取組を進めています。

### <地域福祉を取り巻く状況>

#### (少子高齢・人口減少社会の到来)

- 我が国においては、少子高齢化の進行により、生産年齢人口は平成7(1995)年をピークに減少に転じており、総人口も既に減少に転じ、平成28(2016)年では、高齢化率が27.3%と4人に1人以上が高齢者の社会となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(出生中位推計)によると、日本の総人口は2053年に1億人を割り、2065年には8,808万人にまで減少

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

するとともに、生産年齢人口は、2029年、2040年、2056年にはそれぞれ7,000万人、6,000万人、5,000万人を割り、2065年には4,529万人となると推計されています。

- 生産年齢人口の減少により社会・経済の担い手不足が生じ、昭和55(1980)年には1人の高齢者に対して7.4人の現役世代がいたのに対し、平成27(2015)年には高齢者1人に対して現役世代2.3人になっており、今後この数字は減少していくことが予想されます。
- また、高齢化の進展は、年金・医療・介護などの社会保障給付費を増大させる要因となる一方で、税金や社会保険料を主に負担する現役世代の相対的な減少を意味するため、社会保障の給付と負担のアンバランスを高めることになっていきます。
- 少子高齢・人口減少による国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であり、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。
- さらに、高齢者単独世帯数は一貫して増加しており、2040年には約896万世帯に達し、世帯主が65歳以上の世帯に占める単独世帯の割合も、2015年から2040年には32.6%から40.0%へと上昇すると推計されています。三重県においても、2040年には、一般世帯数は65万5,899世帯まで減少するのに対し、高齢者の単独世帯数は11万4,111世帯に増加すると推計されており、従来、家庭が担ってきた機能を地域においてどのように確保していくのかも課題となっています。

### (人生100年時代)

- 「人生100年時代」とは、イギリスのロンドン・ビジネス・スクール教授による長寿時代の生き方について述べた著書の中で提唱され、寿命の長期化によって先進国の2007年生まれの2人に1人が103歳まで生きる「人生100年時代」が到来するとし、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じています。
- 日本政府においても、平成29(2017)年9月に内閣総理大臣を議長とする有識者による「人生100年時代構想会議」が設置され、「超長寿社会」を世界に先駆けて迎える日本における教育や雇用制度、社会保障など、人生100年時代を見据えた経済社会システムを創り上げていくための政策のグランドデザインについて検討が進められています。

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

- 厚生労働省では、「人生 100 年時代」に向けて、幼児教育の無償化、待機児童の解消、介護人材の処遇改善、リカレント教育、高齢者雇用の促進の5つの対応を示しています。
- 人生 100 年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるのが重要な課題とされています。

### (雇用情勢)

- 我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善し、設備投資や個人消費が持ち直しの動きを示す中、緩やかに回復しています。そのような経済情勢の中、雇用情勢については、完全失業率は平成 30 (2018) 年度平均で 2.4% と平成 4 (1992) 年度以来 26 年ぶりの低い水準となり、有効求人倍率は平成 30 (2018) 年度平均で 1.62 倍と高水準となるなど、着実に改善が続いています。
- 県内経済は、県内総生産の名目で、対前年度比 1.0% 増と 3 年連続の増加、実質で同 1.3% 増と 2 年連続の増加となり、県内生産額 (実質) は過去最高となっています。(平成 29 年度三重県民経済計算速報 (早期推計) (令和元年 9 月))
- こうした経済状況を背景に、三重県の平成 30 (2018) 年度における有効求人倍率は 1.71 倍と年々増加しており、とりわけ、介護関係職種の有効求人倍率は 4.12 倍と全国値(3.95 倍)より高く、介護関係職種については深刻な人材不足の状況となっています。
- また、日本の雇用システムの課題の 1 つとして、「正規・非正規労働者間の格差問題」があります。非正規雇用労働者は、平成 6 (1994) 年から以降緩やかに増加しており、近年、非正規雇用労働者に占める 55 歳以上の割合が高まっています。
- 非正規雇用労働者のうち、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者 (不本意非正規) の割合は 12.8% (平成 30 (2018) 年平均) となっており、また、非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題も指摘されています。



- こうした格差問題を解決することを柱の1つに、平成30(2018)年6月に「働き方改革関連法」が成立しました。
- 急激な人口減少、少子高齢化が進んでいく中、これからの将来を担う若者をはじめ、働く方のすべてが安心・納得して働き続けられる環境を整備していくとともに、高齢者や障がい者が、希望や能力、適性を十分にいかしながら、働く方の置かれた個々の事情に応じた、多様な働き方を選択できる労働環境を整えていくことが求められます。

### (グローバル化)

- 情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化し、私たちの生活は大きく変化しています。日本で暮らす外国人も増加し、さまざまな文化を持つ人がともに暮らしています。
- 令和元(2019)年12月末現在の三重県の外国人住民数は5万5,208人で、前年より4,596人(9.1%)増加し、過去最高を更新しました。平成20(2008)年の5万3,082人をピークに、経済状況の悪化に伴い減少していましたが、平成26(2014)年から6年連続で増加しています。
- 外国人労働者数(令和元(2019)年10月末)は、全国165万8,804人、三重県3万316人であり、出入国管理及び難民認定法上、さまざまな形態での就労が可能となってきています。
- 平成22(2010)年7月に施行された出入国管理及び難民認定法の改正により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになったほか、平成28(2016)11月に公布(平成29(2017)年11月1日施行)された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)では、技能実習計画の認定及び監理団体の新たな許可制度が創設されるとともに、対象職種に「介護職種」が追加されました。  
また、平成28(2016)年11月には「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が公布(平成29(2017)年9月1日施行)され、介護福祉士の資格を有する留学生を対象として、新たに「介護」の在留資格が設けられています。  
さらに、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるため

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

の新たな在留資格「特定技能」が、平成31（2019）年4月1日に創設されました。

- 新たな在留資格「特定技能」の創設により、在留外国人の一層の増加が見込まれており、行政・生活情報や相談対応のさらなる多言語化をはじめとした、新たなニーズの拡大が予想されます。
- 外国人住民を含む地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づき、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を築いていくことが求められます。

### （自然災害への対応）

- 平成30（2018）年1月、政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率を70～80%に引き上げました。地震発生の可能性が年々高まっているなか、三重県においても、南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想されます。
- 災害時に支援ニーズが増大する高齢者、障がい者等の要配慮者への対応とともに、被災した方々においても、その抱える課題は多様化・複雑化していくため、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、医療・保健・福祉の連携によるきめ細かな支援が求められます。
- また、近年、全国各地で相次いで自然災害が発生しており、災害時におけるボランティア活動は被災者支援における大きな力となっています。被災地におけるボランティア活動を円滑に進めるためには、災害ボランティアセンターの役割が重要となっており、その設置・運営は、社会福祉協議会が担うことが期待されています。
- 災害時におけるボランティアに対するニーズは、発災直後の復旧作業に対するものから、その後は被災した方に対する傾聴やサロン活動などの福祉的ニーズに移っていきます。こうしたニーズの変化に適切に対応していくためには、ボランティア活動を通じた被災者ニーズの発掘から適切な支援に結び付けていくことが重要であり、ボランティア団体間の情報共有などの連携が図られる仕組みも必要となってきます。
- こうした災害への備えとして、平常時からの要配慮者の把握や日常的な見守りのほか、災害時における福祉的な配慮を要する方々の避難生活を支えるため、社会福祉施設等での要配慮者の受入体制の確保や介護職員等の応援・受

援体制の確立など、日頃から関係機関等が連携・確認しあうなど、災害対応力の強化に取り組んでいくことが必要となっています。

### ＜課題の複雑化・複合化＞

- 社会経済情勢の変化や人々の価値観の多様化などを背景に、家族や地域との係わりのあり方も変化し、従来、個人や家族のみでは対応できない事案に対処する相互扶助機能として、地縁、血縁によって結ばれていた地域コミュニティが失われつつあります。
- 核家族化、高齢社会の進展に伴い、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、家族や地域社会等との絆が希薄となる中で、社会的に弱い立場に置かれた人々が社会から孤立し、地域で生活し続けることが困難な状況が生じています。
- 例えば、生活困窮者においては、単に経済的な困窮に陥っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合があります。また、地域とのつながりが薄れ「社会的孤立」状態となっている場合もあり、そういった方が、いわゆる「制度の狭間」の問題として顕在化しています。
- また、これまでの公的制度の枠組では対応できない生活課題への対応や、「8050」（高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯）、「ダブルケア」（介護と育児に同時に直面する世帯）など、一人の人や世帯の中で複数の課題を抱え、複雑な問題が絡み合い、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られるようになってきています。
- こうした課題を全体的にとらえ、公的支援だけでなく、地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制づくりを、地域のさまざまな主体が連携しながら進めていくことが求められています。

### ＜国等の動き＞

#### （生活困窮者自立支援法の制定）

- 国においては、それまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充するため、生活保護法の改正と併せて、生活困窮者自立支援法を平成26（2014）年12月に制定し、平成27（2015）年4月から施行されています。
- 生活困窮者自立支援法は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する包括的な支援体系を創るというもので、多様で複合的な課題を有する生活困窮者

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

が「制度の狭間」に陥らないように、広く受け止め、法に基づく事業の活用や他制度との連携により、対象者の状態に応じたきめ細かい支援を行うこととしています。

- 生活に困窮している人は、自己肯定感の低下や自尊感情の消失、また、つながりの希薄化によって他の人に助けを求めることが困難であったり、コミュニケーション能力や意欲が不足している状態であることが考えられるため、対象者個々の尊厳を確保し、それぞれの意欲や想いに寄り添った伴走型の支援を行ったり、「制度の狭間」に陥らないように「断らない相談支援」の実施が求められています。また、積極的なアウトリーチを実施することで早期の支援につなげることも重要となっています。

### (地域共生社会の実現に向けた取組の推進)

- 平成 28 (2016) 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。
- 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。
- 地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省では、平成 28 (2016) 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、平成 29 (2017) 年 2 月に「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」をとりまとめ、改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。
- このうち、(1)「地域課題の解決力の強化」については、①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、を改革の骨格としており、これらを実現するため、社会福祉法等の改正が行われました。
- また、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」については、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなど生活上の困難

を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することをめざしています。

### （社会福祉法の改正）

- 平成 30（2018）年 4 月に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念や、その実現に向けた取組の方向性が示されました。

- ・ 第 4 条の改正では、第 1 項で地域福祉推進の理念を規定し、第 2 項でその推進方法を示しています。
- ・ 第 1 項では、①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を経営する者、③社会福祉に関する活動を行う者、の 3 者を「地域住民等」として地域福祉推進の主体と位置付けています。  
この「地域住民」の概念の中には、福祉サービスを必要とする当事者を含んでおり、担い手としての地域住民だけでなく、あらゆる住民を包含した考え方として、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の理念が示されています。  
さらに、「地域住民」に対しては、社会、経済、文化その他「あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」とし、地域住民の「権利」としての「完全参加」を謳っており、共生社会、ノーマライゼーションの理念を示しています。
- ・ 第 2 項では、地域住民や福祉関係者が、①本人だけでなく、その人が属する世帯全体に着目し、②福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな生活課題（地域生活課題（※））を把握するとともに、③支援関係機関と協働し、課題を解決していくことが必要であることを定め、包括的支援の理念を明確化し、地域福祉を推進していくための具体的な推進方法を示しています。  
個人だけでなく世帯も対象と考え、地域生活課題における「教育」には、社会教育を含むものであり、また、「地域社会からの孤立」も対象としています。
- ・ この第 2 項でいう地域福祉の「推進方法」とは、地域住民等が主体的に地域生活課題を「把握し、連携して、解決していく」ことを謳っています。
- ・ 法第 106 条の 2 では、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

利用者からの相談を通じて、利用者自身とその利用者の属する世帯が抱える生活課題を把握した場合に、必要に応じて支援関係機関につないでいくことを努力義務としています。

- ・法第106条の3第1項では、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）、③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としています。

### ※地域生活課題：

「福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

- 改正社会福祉法では、地域福祉計画についても充実が図られ、これまで策定は任意とされていたものから、努力義務化されるとともに、策定に際しては、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

・市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容としています。

・都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容としています。

- 今回の法改正において、計画の記載事項として、福祉に関し共通して取り組むべき事項や、県計画においては、市町村による包括的な支援体制の整備への支援に関する事項が追加されたほか、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされています。

(地域福祉支援計画に盛り込むべき事項)

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

(共生型サービス)

- 平成 27 (2015) 年 9 月に厚生労働省において、今後の福祉の方向性を示す「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」が取りまとめられ、この新たな福祉ビジョンでは、サービスの提供にあたって、専門性に則って高齢者介護、障がい者福祉、子育て支援、生活困窮等の支援を別々に提供する方法のほかに、複数分野の支援を総合的に提供する方法を検討することが示されました。
- これを受けて、平成 28 (2016) 年 3 月に、福祉サービスを総合的に提供するうえで、現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」がとりまとめられ、運用されています。
- 現行制度上の運用に加え、地域福祉推進の理念を実現するために、平成 29 (2017) 年 6 月の「地域包括ケア強化法」において、介護保険法等の一部改正により、通所介護などについて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに「共生型サービス」が位置付けられ、報酬改定とあわせて、平成 30 (2018) 年 4 月から施行されています。

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### <県内地域における取組>

- 県内の各市町では、地域共生社会の実現に向けて、既にさまざまな取組が進められています。

・名張市では、産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てできる環境を整備するために、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児の切れ目のない相談・支援の場、またその仕組みを作っています。

また、市民センター15地域全てに「まちの保健室」を設置し、身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域包括支援センターに配置された「エリアディレクター」が各関係機関との連携により、必要な支援をコーディネートし、市民一人ひとりが抱える複合的な問題を横断的に対応できる仕組みを構築しています。

・伊賀市では、「分野を問わない福祉の総合相談窓口」となる地域包括支援センターを中心に福祉総合相談体制を整備し、すべての相談は地域包括支援センターを第1窓口とし、子育て、障がい、介護、健康、生活困窮、認知症、虐待など問題が複雑にからみあった事例は福祉相談調整課が相談事案を調整する会議を開催し、必要な窓口へつなぐ仕組みを構築しています。

・四日市市では、地域住民らが社会福祉法人と連携し、商店街での空店舗を地域の拠点として活用し、総合相談や住民の集まる場などの機能を併せ持った孤立化防止拠点を運営するなど、高齢者や障がい者らの日常生活を支援する取組が行われています。

### <新たな地域福祉支援計画の策定>

- 地域の中には、従来の福祉の対象としてきた高齢者、障がい者、子どもの福祉課題だけでなく、社会とのつながりや支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求められず、或いは支援を拒みひきこもってしまう人、国籍や言葉の壁、宗教などの文化の違いなどによりさまざまな面で生活課題を抱える外国人住民、健康上の心配や経済・生活問題などにより自殺に追い込まれてしまいそうな人、犯罪をして立ち直ろうにも必要な支援が行き届かず再び罪を犯してしまう人、差別に悩み人権を侵害されている人など、さまざまな問題や課題を抱えている人がいます。



## 第1章 計画策定の基本的な考え方

- そうした人たちも、地域社会を構成する一員であり、一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、社会との関わりの中で、一人ひとり個性や能力を発揮し、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる社会を築いていかなければなりません。
- 社会構造の変化の中で、人々がさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉をより一層推進していく必要があります。
- 少子高齢化・人口減少が進行していく中、さまざまな主体の参画と協力を得て、地域資源を活用しながら、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮されることで、地域力を強め、持続可能な地域社会の構築をめざしていくことが求められています。
- このような状況に的確に対応していく必要があることや、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正、県内市町における新たな支援体制づくりの動きがあることなどをふまえ、県内全域での地域福祉をより一層推進し、多世代間の交流や助け合いによる地域共生社会における地域コミュニティ機能の確保をめざしていくため、三重県らしい「多様性」と「可能性」を含んだ持続可能な地域社会への道筋を示すものとして、新たな地域福祉支援計画を策定します。

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 2 計画策定の視点（基本姿勢）

- 計画を策定する目的は、分野に応じた従来の個別制度の充実だけでなく、分野を横断する連携した取組を進めるものであり、社会福祉を横串により全体化していくとともに、分野にとらわれない包括的な支援体制の整備に向けた取組を計画的に推進していくことにあります。
- また、従来の福祉分野にとどまらず、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を改めて直視する必要があります。
- 計画の策定によってめざす地域社会は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」であり、その実現に向けて取組を進めていくことが必要です。
- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取組を推進していくにあたって、計画策定における基本姿勢として、次の4つの視点を重視しながら策定を進め、具体の施策展開を図っていきます。

#### （ノーマライゼーション）

- 社会福祉の目的は、「個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援すること」にあります。  
地域福祉推進の目的も、この社会福祉の普遍性を前提に、地域住民や福祉関係者、行政などが対等な関係を基本に相互に協力しあうことで、多様な自己実現が図れるよう支援していくことにあり、ノーマライゼーションの具現化をめざしていきます。

#### （ソーシャル・インクルージョン）

- 地域福祉を推進することによってめざす地域共生社会は、地域や家庭でのでのつながりが薄れ、社会的に孤立し、必要な支援が行き届かずに生活困難に陥るといった課題に対応できる地域社会を、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、一体となって築いていくことです。  
このため、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」というソーシャル・インクルージョンの理念をふまえながら進めていきます。

### （ダイバーシティ社会の推進）

- 三重県では平成 29（2017）年 12 月に「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、県民の皆さんとともに、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できるダイバーシティ社会」の実現に向けて取組を進めています。

地域福祉の推進は、さまざまな地域生活課題に対して、地域社会全体で互いに支え合うことをめざすものであることから、ダイバーシティ社会の推進の視点もふまえて進めていきます。

### （「SDGs」の達成と「Society 5.0」の実現）

- 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

その特徴である「包摂性（誰一人取り残さない）」、「参画型（全てのステークホルダーが役割を）」、「統合性（統合的に取り組む）」などの理念は、地域福祉支援計画でめざすべき社会にも共通するものです。

- また、国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、社会の変革（イノベーション）から新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会として、「Society 5.0」の実現をめざしています。

経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である「Society 5.0」で実現する社会は、「希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会」であり、「Society 5.0」の実現により、人口減少・超高齢化の進展にともなって生じるさまざまな課題の解決と一人ひとりの生活の質の向上が期待されるもので、地域共生社会の実現にも通じるものです。

- 「SDGs」の達成や、「Society5.0」の実現といった視点も持ちながら、より一層の地域福祉の推進を図っていきます。

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 3 めざすべき方向性と着眼点

#### (めざすべき方向性)

- 地域共生社会の実現に向け、地域福祉推進におけるめざすべき方向性としては、次の事項があげられます。
  - ① 地域住民等が主体的に福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱えるさまざまな地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携してその解決を図れるよう、拠点づくりなどの体制を整備すること
  - ② 福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな地域生活課題を把握すること
  - ③ 支援関係機関が協働し、包括的な支援体制を構築していくこと
  - ④ 市町の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町の地域福祉が推進されるよう、地域特性や取組状況等に応じて支援していくこと

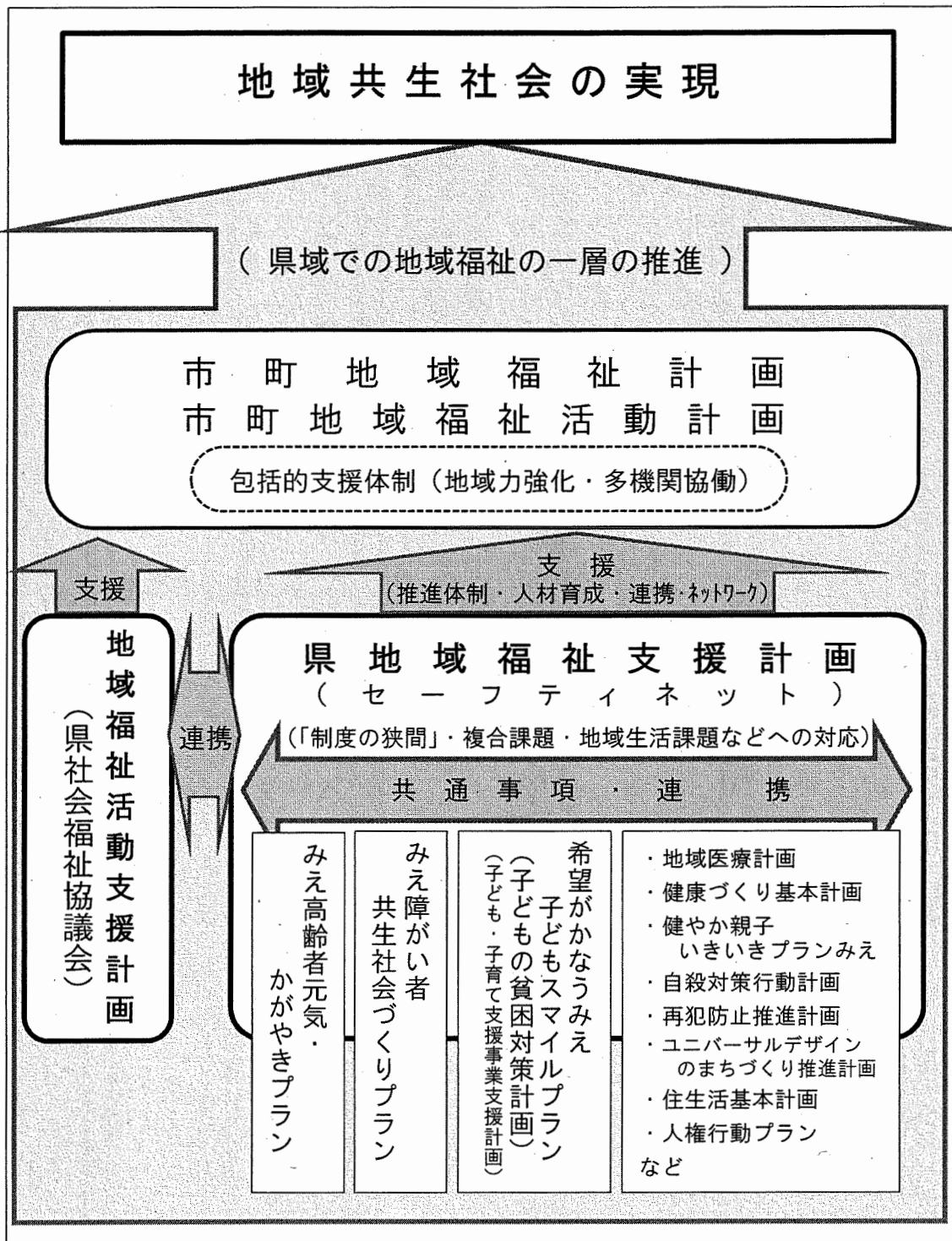
#### (着眼点)

- 地域福祉支援計画に盛り込むべき5つの事項や地域福祉推進におけるめざすべき方向性をふまえ、次の5つの「包括化（包み込む）」を着眼点にこの地域福祉支援計画における施策の方向性を定めていきます。
  - ① 生活課題の包括化（日常の暮らしの全般に渡る包括的な支援）
    - ・ 社会的孤立をなくし、福祉、介護、保健医療だけでなく、住まい・就労を含む暮らしと生活を営むうえでの課題やニーズをトータルに捉える
  - ② 対象の包括化（制度の枠に捉われない、誰一人取り残さない包括的な対象の把握）
    - ・ 全世代・全対象型の支援、本人と世帯の課題を包括的に捉える
  - ③ 相談・支援の包括化（全世代・全対象型の包括的な支援体制づくり）
    - ・ 包括的な支援体制の整備による多機関協働の推進
    - ・ 地域住民の支え合いと公的支援の連動によるサービスの包括化と総合的なサービス提供
  - ④ 地域の包括化（多様な主体の協働と地域資源の有機的連携）
    - ・ 地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者、企業などの地域の多様な主体による協働
    - ・ 地域資源の活用
  - ⑤ 計画の包括化（分野別計画の総合化と関連施策の包括化）
    - ・ 高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の総合化と関連施策の包括的な推進

#### 4 計画の位置付けと他計画との関係

- 地域福祉支援計画は、各市町における地域福祉の推進を支援していくための計画であり、県としては、広域自治体としての観点から、専門性の高い課題への対応による各市町における包括的な支援体制への支援や、各市町の規模や地域特性、取組状況に応じて、各市町での地域福祉が推進されるよう支援していくものです。
- また、今回の法改正によって、地域福祉計画においては、福祉の各分野の共通事項を定めるものとされています。
- そして、これまでの福祉制度の枠組では対応できない生活課題への対応や「制度の狭間」、複合課題などの問題に対応できるセーフティネットを築き上げていくことが必要です。
- そのためには、福祉分野の計画だけでなく、さまざまな生活課題に関係する各分野の計画との連携を図り、これらの計画ともあいまって、一体的に地域福祉を推進していけるよう、各計画による施策が相互に連携しながら、総合的な取組を機能させるためのものとして、この地域福祉支援計画を位置付け、横断的に施策を推進していきます。
- さらに、県域での地域福祉を推進していくにあたっては、民間福祉活動の中核を担う県社会福祉協議会とともに進めていくことが不可欠です。このため、県社会福祉協議会が策定する地域福祉活動支援計画とも連携・整合を図っていきます。

(イメージ)





## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 1 人口・世帯の状況

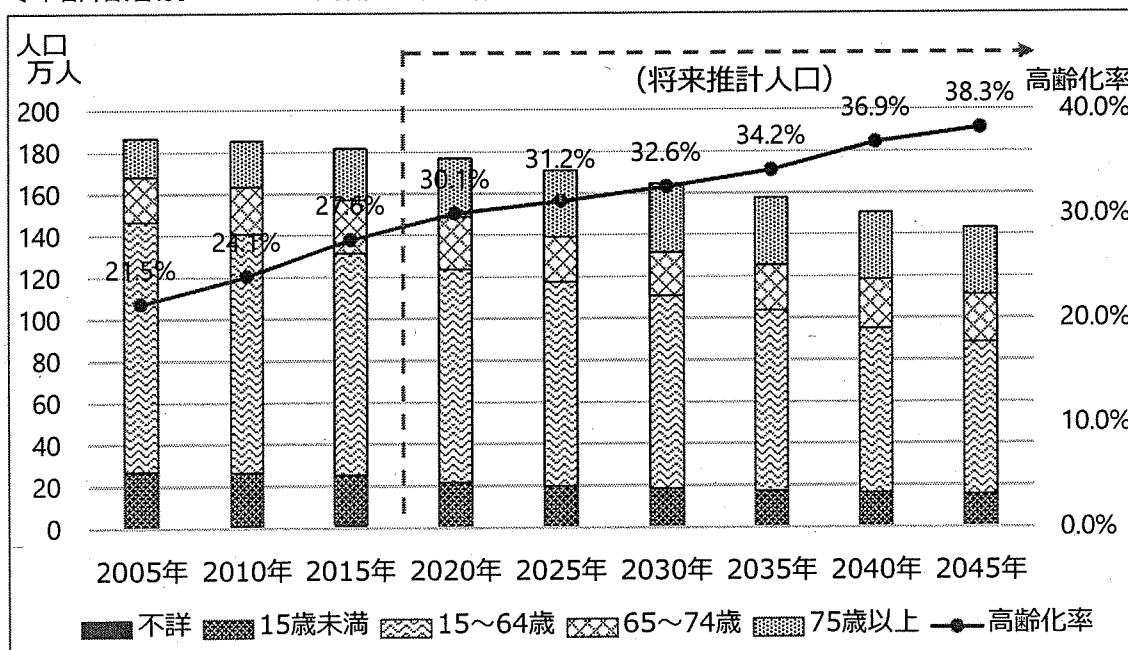
#### 人口減少と高齢化の進行

○ 三重県の人口は、平成 19 (2007) 年の約 187 万 3 千人をピークに、それ以降減少しており、平成 30 (2018) 年 10 月 1 日現在の人口は、179 万 376 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」によると、2030 年には 164 万人、2045 年には 143 万人になると推計されています。

○ このうち、65 歳以上人口は、52 万 99 人で、全人口に占める 65 歳以上人口の割合は 29.0%に上昇しました。2030 年には 32.6%、2045 年には 38.3%になるとされています。

〔年齢階層別人口及び高齢化率の推移〕



(出典) 総務省統計局「国勢調査結果」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」

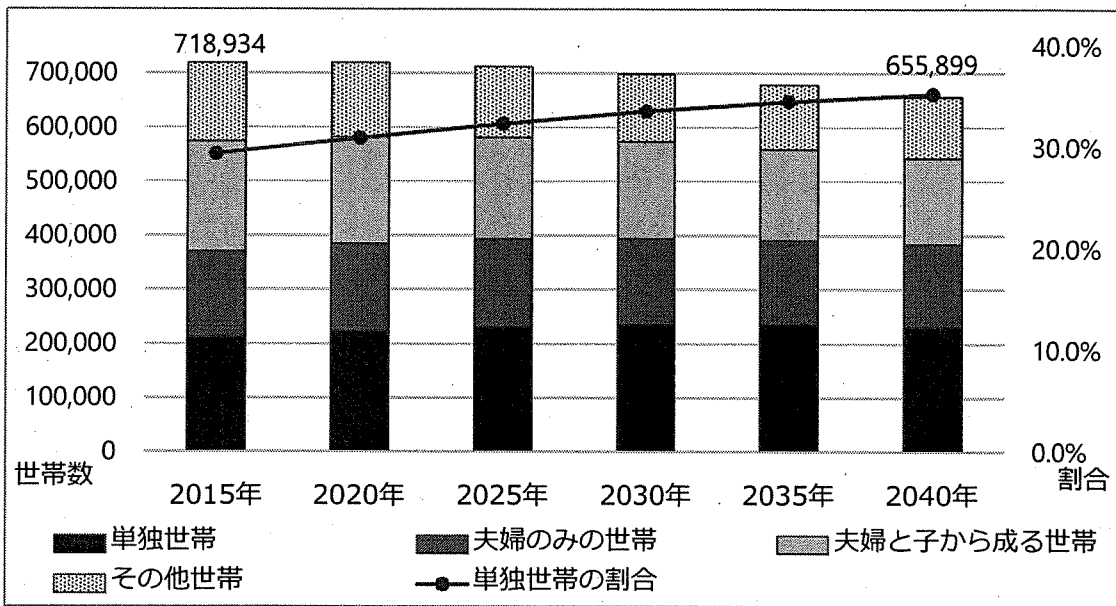
#### 世帯構造の変化

○ 三重県の平成 27 (2015) 年 10 月 1 日現在の総世帯数は 72 万 292 世帯で、このうち一般世帯数は 71 万 8,934 世帯であり、平成 22 (2010) 年と比較して、2.2% (1 万 5,697 世帯) 増加しています。

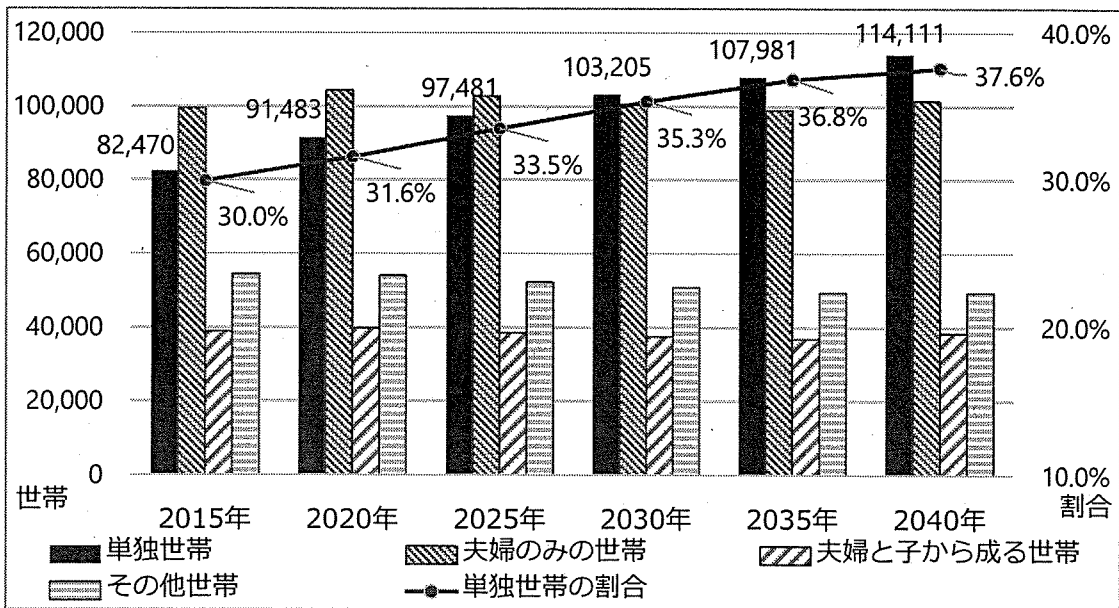


- 65歳以上世帯員のいる一般世帯数は、31万9,309世帯で、一般世帯に占める割合は44.4%であり、このうち、夫婦のみの世帯数が10万1,031世帯、単独世帯数は7万7,544世帯となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019（平成31）年推計）によると、2040年には、一般世帯数は65万5,899世帯まで減少するのに対し、世帯主が65歳以上の単独世帯数は11万4,111世帯に増加すると推計されており、一般世帯数の約17%を占めることが予測されています。

〔一般世帯数の推移〕



〔世帯主65歳以上の世帯の家族類型別世帯数の推移〕



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019（平成31）年推計）

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 2 支援を必要とする人等の状況

#### <高齢者>

##### 要介護高齢者

- 介護保険事業状況報告（暫定）における三重県の平成 31（2019）年 3 月末の要介護（要支援）認定者数は、9 万 9,125 人となっており、内訳は、要支援者が 2 万 5,868 人、要介護者が 7 万 3,257 人です。
- みえ高齢者元気・かがやきプランの第 7 期計画（平成 30（2018）年度から 2020 年度）では、2020 年度には要介護（要支援）認定者数は、10 万 3,758 人、要支援者は 2 万 6,023 人、要介護者は 7 万 7,735 人に増加する見込みとなっています。  
また、2025 年度には要介護（要支援）認定者数は、11 万 3,024 人、要支援者は 2 万 7,688 人、要介護者は 8 万 5,336 人と見込んでおり、平成 31（2019）年 3 月末の人数から、要介護（要支援）認定者数は 1 万 3,899 人、要支援者は 1,820 人、要介護者は 1 万 2,079 人増加する見込みとなっています。

#### 〔要支援者数および要介護者数の推移〕

		H29 年度	H30 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
第 1 号被保険者数		519,413	523,919	526,494	528,694	526,226
第 2 号被保険者数		606,590	603,682	601,537	598,407	583,832
認定者総数		97,901	100,402	102,351	103,758	113,024
要支援者数	要支援 1	12,076	12,384	12,505	12,586	13,286
	要支援 2	12,780	13,043	13,258	13,437	14,402
	小計	24,856	25,427	25,763	26,023	27,688
要介護者数	要介護 1	20,329	20,644	21,067	21,364	23,343
	要介護 2	17,466	17,921	18,293	18,546	20,193
	要介護 3	13,229	13,574	13,872	14,079	15,452
	要介護 4	12,571	13,036	13,355	13,573	15,125
	要介護 5	9,450	9,800	10,001	10,173	11,223
	小計	73,045	74,975	76,588	77,735	85,336

みえ高齢者元気・かがやきプラン（第 7 期介護保険事業（支援）計画策定に向けたワークシート）

##### 認知症高齢者

- 三重県における認知症高齢者数は平成 27（2015）年に約 7 万 6 千人と推計されていますが、今後も高齢化に伴い増加し続け、2020 年には約 9 万人、2025 年には約 10 万人になると見込まれています。

〔認知症高齢者数の推移〕

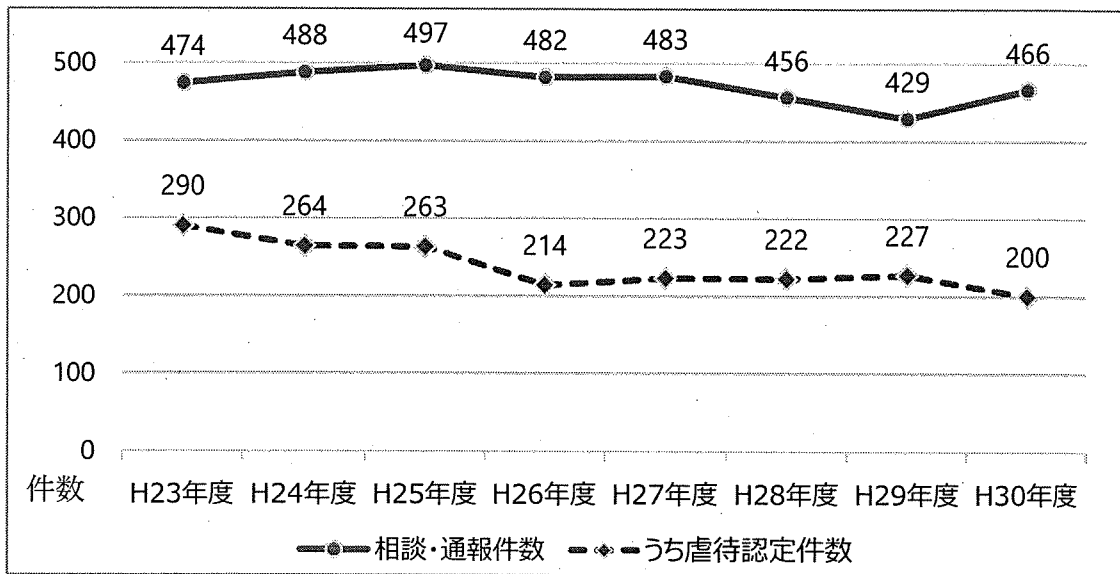
	2012年	2015年	2020年	2025年
認知症高齢者数（全国）	462万人	517万人	602万人	675万人
認知症高齢者数（三重県）	6.9万人	7.6万人	9.0万人	10.1万人
65歳以上人口に対する比率	15.0%	15.2%	16.7%	18.5%

みえ高齢者元気・かがやきプラン（「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮利治教授）により算出）

高齢者虐待の状況

- 厚生労働省が発表した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく、平成30年度の対応状況等に関する調査結果（高齢者虐待対応状況調査）によると、養護者による虐待判断件数1万7,249件、市町村への相談・通報件数3万2,231件といずれも前年度よりも増加しており、過去最多となっています。
- 三重県内における平成30（2018）年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の養護者による高齢者虐待の状況は相談・通報466件（前年度比37件増）虐待認定件数200件（前年度比27件減）となっています。
- 高齢者虐待対応状況調査によると、養護者による虐待の発生要因として、①虐待者の介護疲れ・介護ストレス（25.4%）、②虐待者の障害・疾病（18.2%）、③被虐待者の認知症の症状（14.3%）等があげられています。

〔高齢者虐待の推移（養護者によるもの）〕



（出典）厚生労働省公表「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

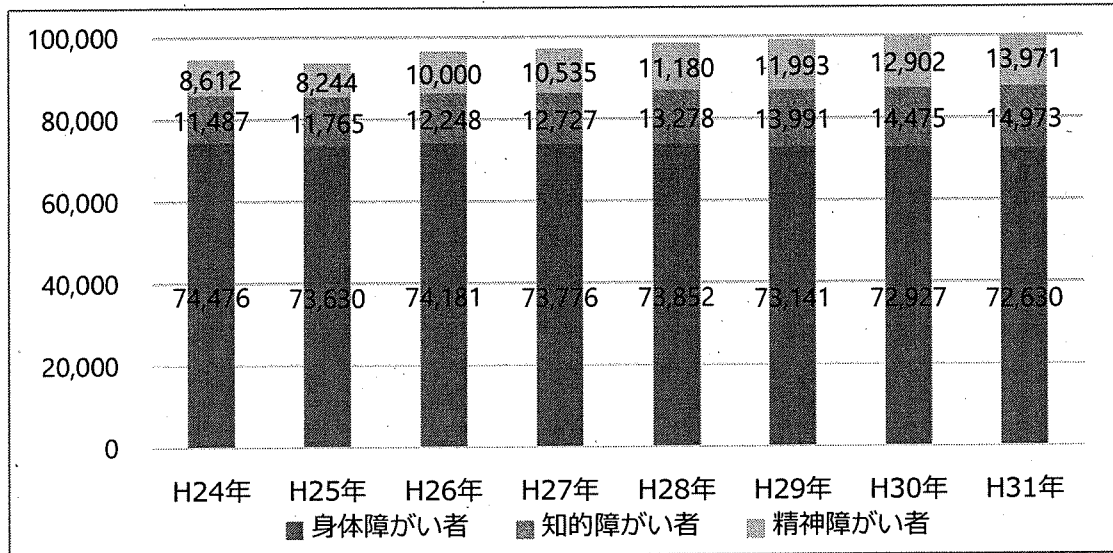
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <障がい者>

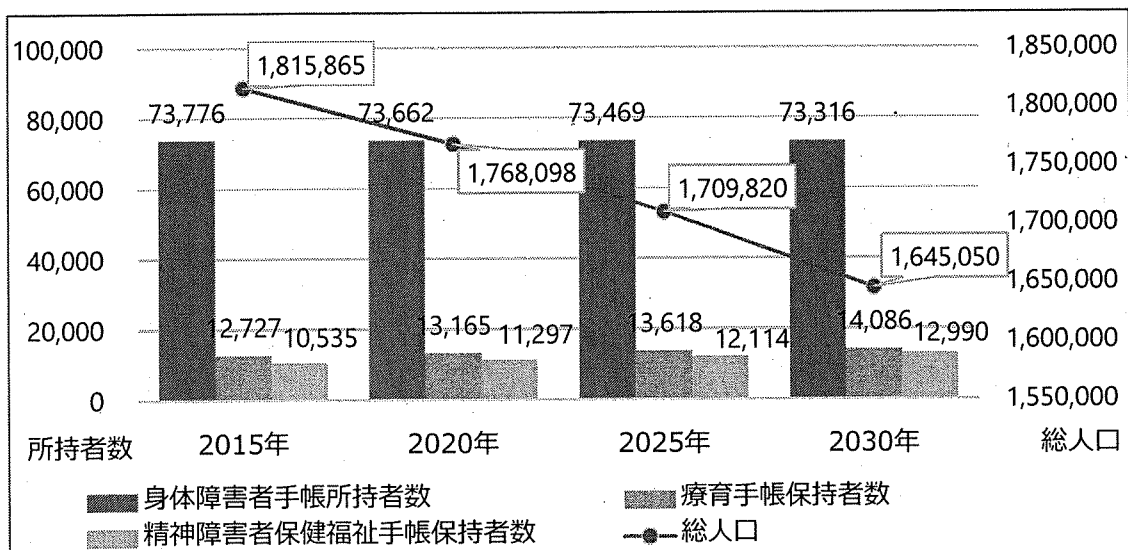
#### 障害者手帳所持者数の推移

- 三重県の平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者数は、7 万 2,630 人、療育手帳保持者数 1 万 4,973 人、精神障害者保健福祉手帳保持者数 (平成 31 年 3 月末現在) 1 万 3,971 人となっています。

身体障害者手帳保持者は近年ほぼ横ばいで推移していますが、療育手帳保持者数と精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加傾向で推移しています。



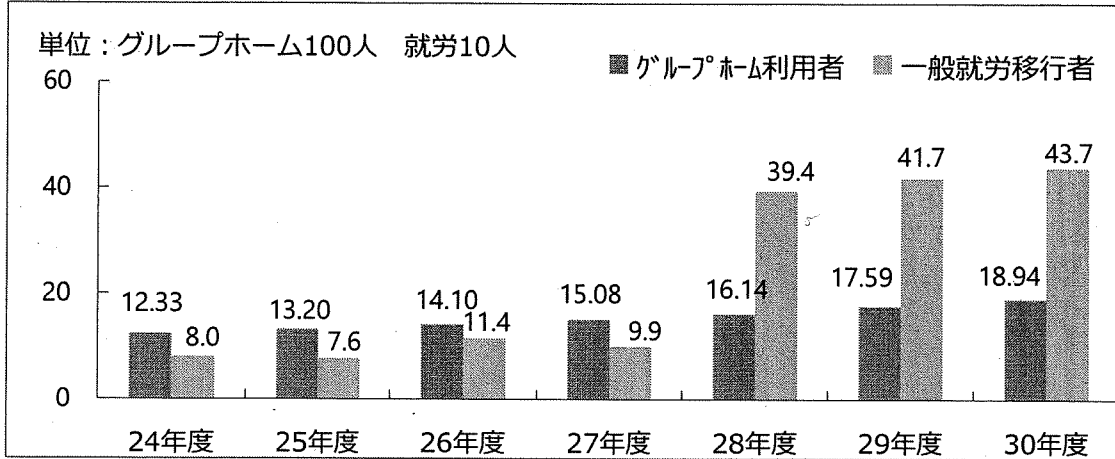
- 三重県の将来人口推計は 2030 年には 164 万人まで減少するとされており、この前提をもとにした三重県の障がい者数の推計は、身体障害者手帳保持者数は減少していくと見込まれます。一方、療育手帳保持者数、精神障害者保健福祉手帳保持者数は、人口あたりの割合が上昇傾向にあることから、総人口が減少しても増加していくものと見込まれます。



みえ障がい者共生社会づくりプラン (障がい者数の将来推計)

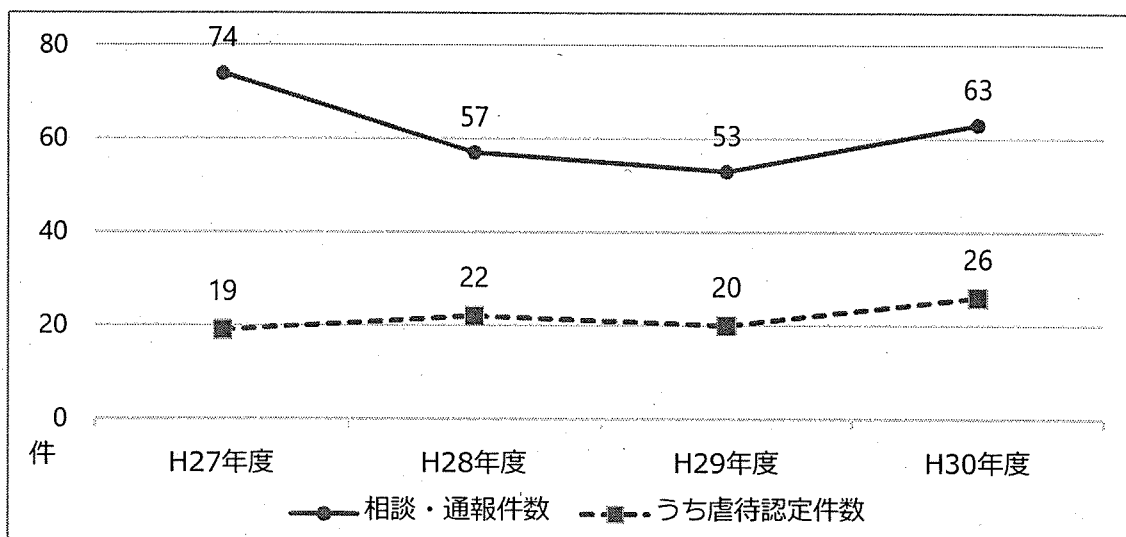
障がい者の地域生活移行

- 障がいのある方の地域で生活する場の一つであるグループホーム（共同生活援助事業所）等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、増加傾向にあります。



障がい者虐待の状況

- 厚生労働省が公表した「平成 30 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果によると、養護者による障がい者虐待の状況は、相談・通報件数 5,331 件（前年度 4,649 件）、虐待判断件数 1,612 件（前年度 1,557 件）といずれも前年度から増加しています。
- 三重県内における平成 30（2018）年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の養護者による障がい者虐待の状況は、相談・通報件数 63 件（前年度比 10 件増）、虐待認定件数 26 件（前年度 6 件増）となっています。

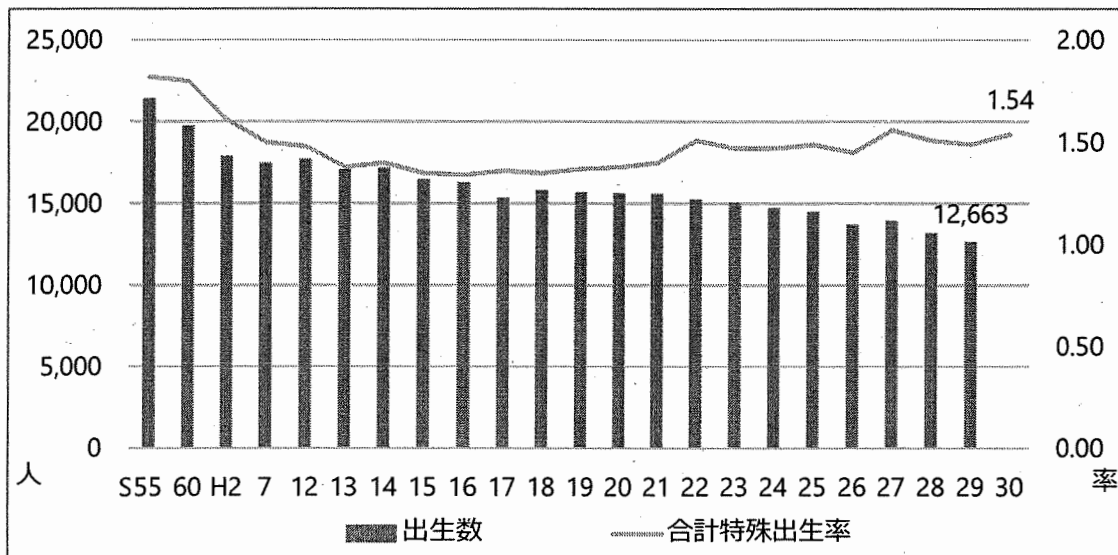


## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <子ども>

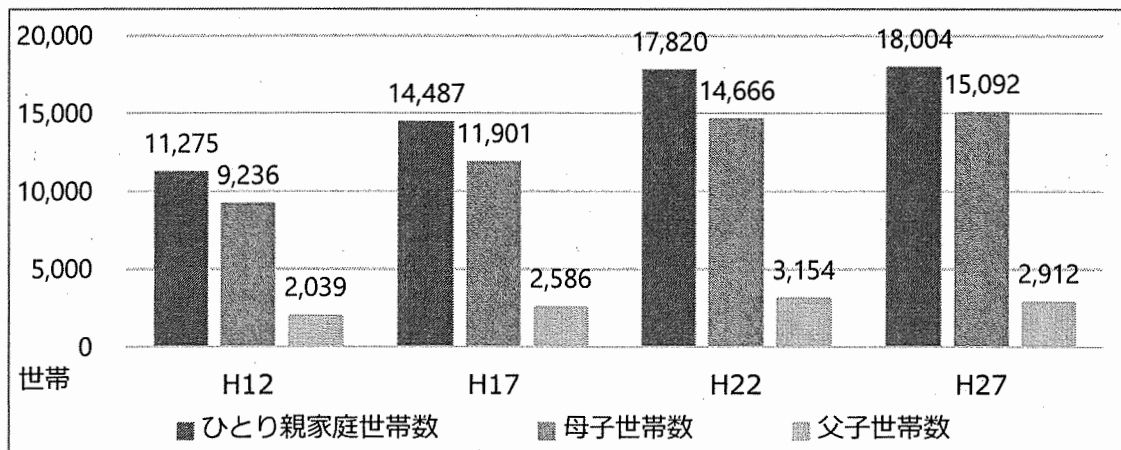
#### 出生数と合計特殊出生率の推移

- 三重県における出生数は、昭和 55（1980）年には 2 万人を超えていましたが、年々減少しており、平成 29（2017）年は 1 万 2,663 人となっています。また、平成 30（2018）年の合計特殊出生率は、前年比 0.05 ポイント増の 1.54 と、3 年ぶりに回復しています。



#### ひとり親家庭の状況

- 三重県のひとり親家庭（他の世帯員を含む）世帯数は、父子世帯は平成 22（2010）年と比較して 242 世帯（7.7%）減少しているものの、母子世帯は増加傾向にあり、平成 27（2015）年には、1 万 8,004 世帯となっています。平成 12（2000）年からの 15 年間で、母子世帯は 63.4%、父子世帯は 42.8% の増加となっています。

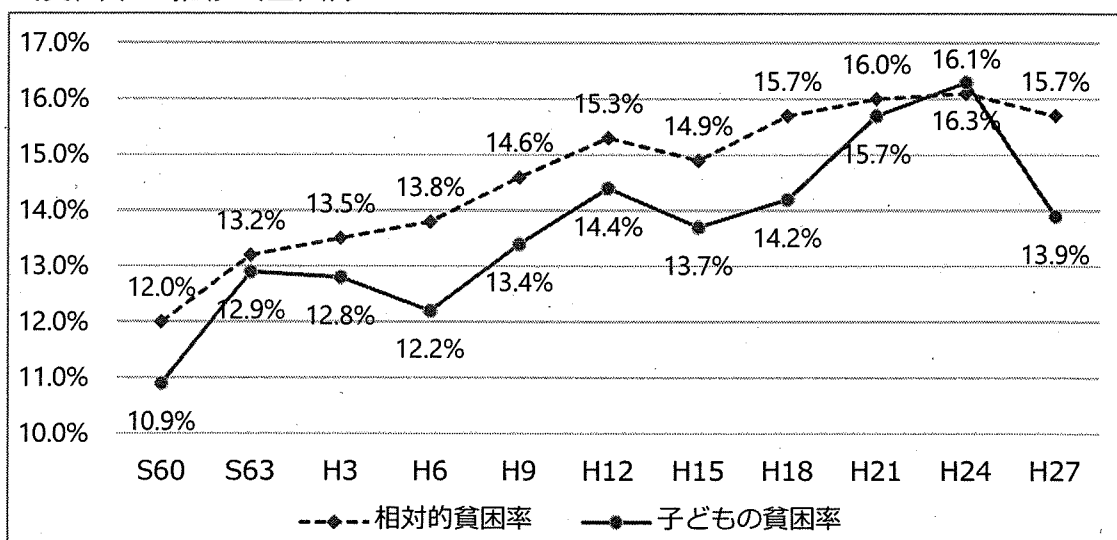


- 平成 27（2015）年の国勢調査によると、20 歳未満の世帯員のいる世帯は 18 万 3,915 世帯となっており、母子世帯の割合は 8.2%、父子世帯の割合は 1.6% であり、ひとり親世帯全体で 9.8% となっています。

子どもの貧困の状況

- 所得の中央値の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す子どもの貧困率（全国）は、平成 27（2015）年に 13.9%となっており、平成 24（2012）年に比べて減少しています。しかし、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の状況を見ると、大人が 2 人以上いる世帯の相対的な貧困率が 10%程度であるのに対し、大人が 1 人の世帯の貧困率は 50%を超えています。

〔貧困率の推移（全国）〕



〔子どもがいる現役世帯の状況〕

	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27
子どもがいる現役世帯	11.3%	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が 1 人	53.5%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が 2 人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%

（出典）厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」

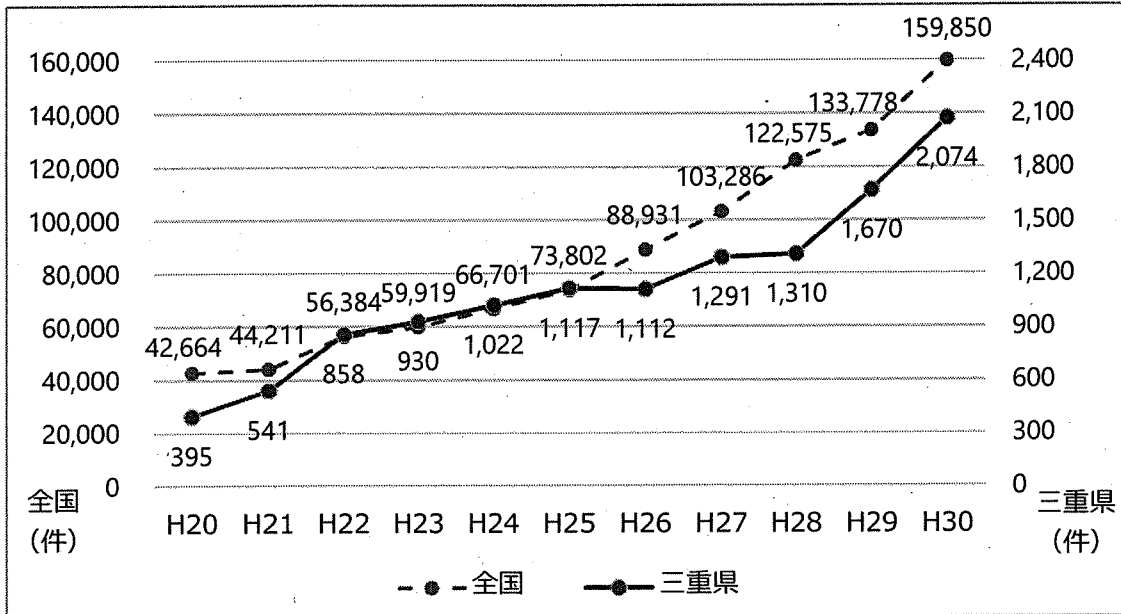
児童虐待の状況

- 厚生労働省の福祉行政報告例によると、平成 30（2018）年度における全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は 15 万 9,850 件（速報値）と年々増加しています。
- 三重県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 30（2018）年度には初めて 2 千件を超え、2,074 件（前年度比 124.2%、404 件増）となり、過去最多件数を更新しました。

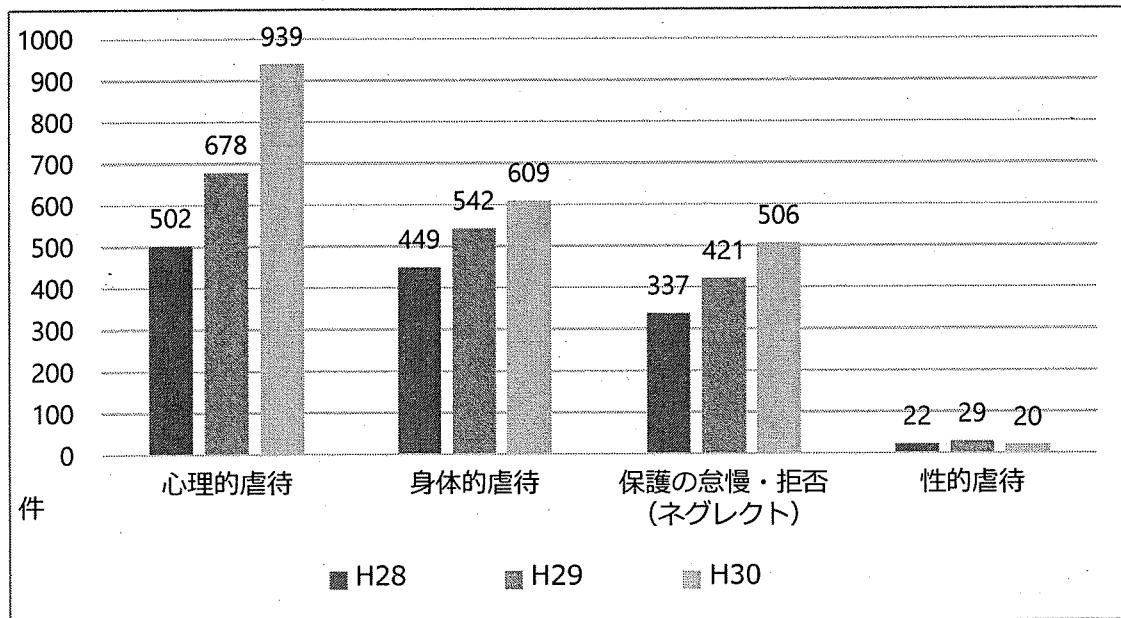
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

相談種別別では、心理的虐待が大きく増加（261件）しており、引き続き警察等からのDV家庭における児童への心理的虐待事案の通告が実施されていると考えられます。

〔児童虐待相談対応件数〕



〔相談種別別件数〕





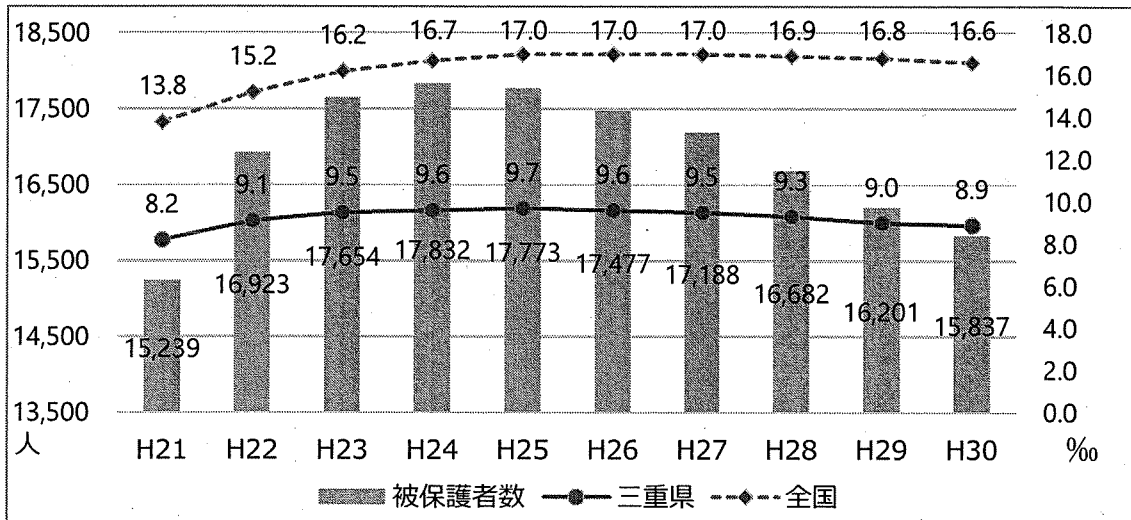
<生活困窮者等>

生活保護の状況

○ 三重県の保護率は、平成9（1997）年度の4.6%（千分率）を底に増加していましたが、ここ数年の保護率は9.0%以上で推移しており、平成30（2018）年度の保護率は8.9%となっています。

全国の保護率は17%前後で推移しており、三重県の保護率は全国よりも低く推移しており、ここ数年は減少傾向にあります。今後、高い水準で推移するものと思われます。

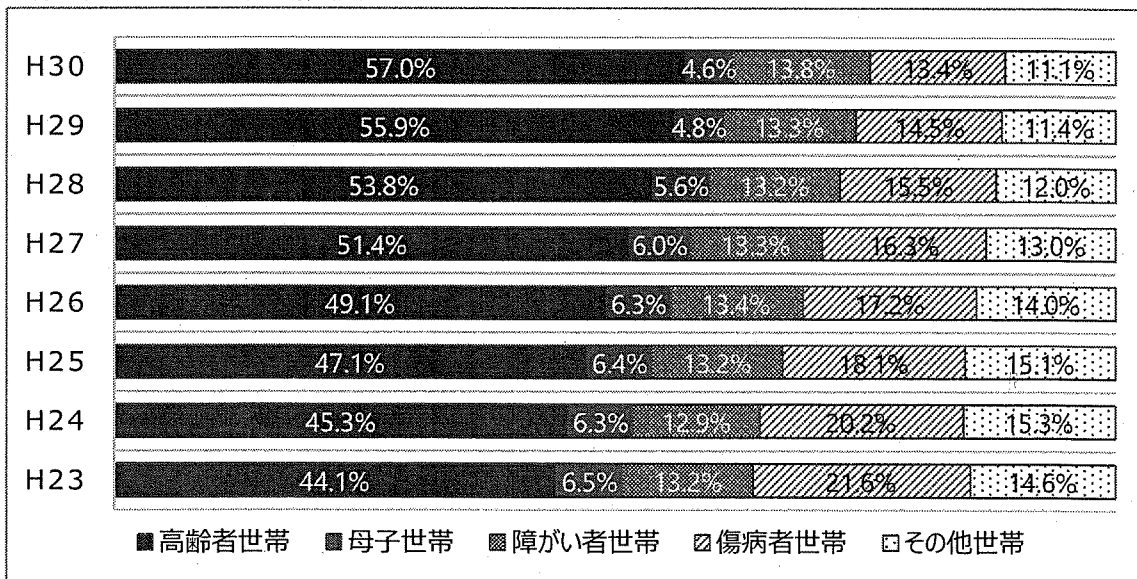
〔被保護者数・保護率の推移〕



‰（千分率）：千分率、1000分の1を単位として表す比率

○ 保護を受給している世帯を類別すると、平成30（2018）年度では高齢者世帯と障がい・傷病世帯で全体の84.2%を占めますが、稼働年齢層を含むその他世帯も11.1%を占めています。

〔世帯類型別の年次推移〕

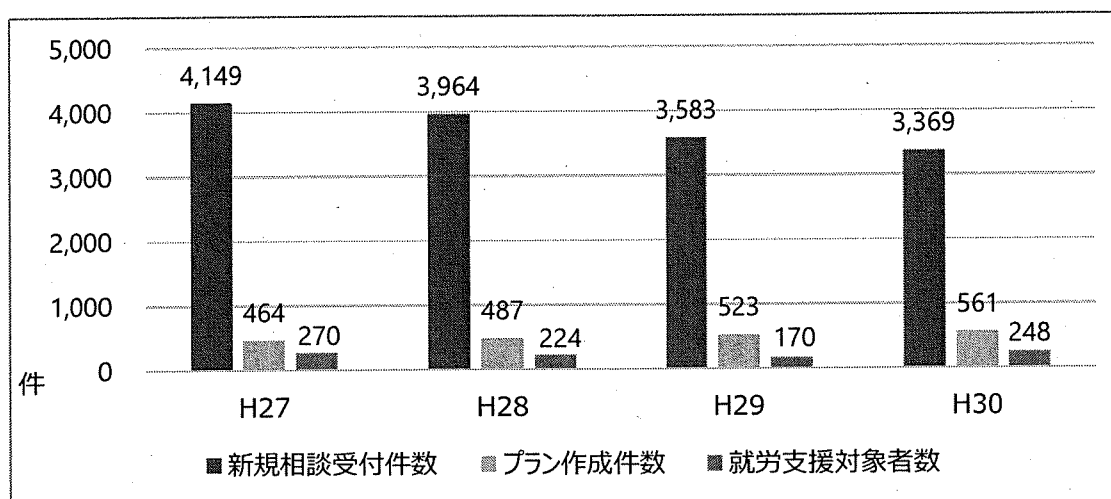


## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 平成27（2015）年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法により、各福祉事務所設置自治体において、各々の状況に応じた相談支援体制が構築され、生活困窮者に対する自立支援が実施されてきました。
- 制度開始以降の県全体での新規受付相談件数は、4,149件（H27年度）、3,964件（H28年度）、3,583件（H29年度）、3,369件（H30年度）となっており、人口10万人当たりの相談件数は18.5件（H27年度）17.8件（H28年度）、16.1件（H29年度）、15.2件（H30年度）となっています。

〔新規相談受付相談件数〕

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
新規受付相談件数	三重県	4,149件	3,964件	3,583件	3,369件
人口10万人 当たりの相談件数	三重県	18.5件	17.8件	16.1件	15.2件
	全国	14.7件	14.5件	14.9件	15.5件

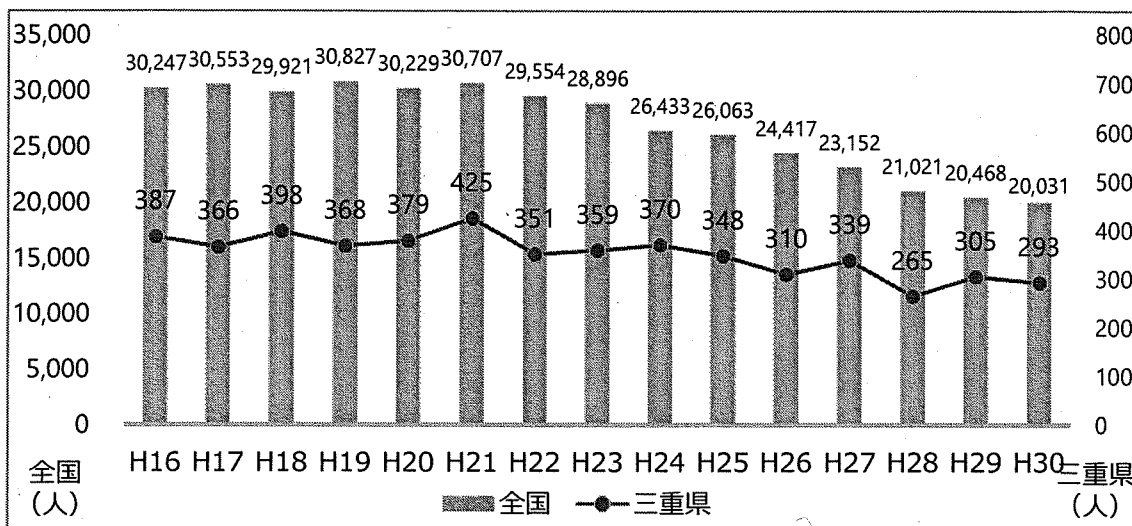


<自殺者>

自殺者の推移

○ 全国の自殺者数は減少傾向にあります。毎年2万人以上の自殺者が報告されています。

三重県においても平成30(2018)年の自殺者は293人であり、依然として深刻な状況です。

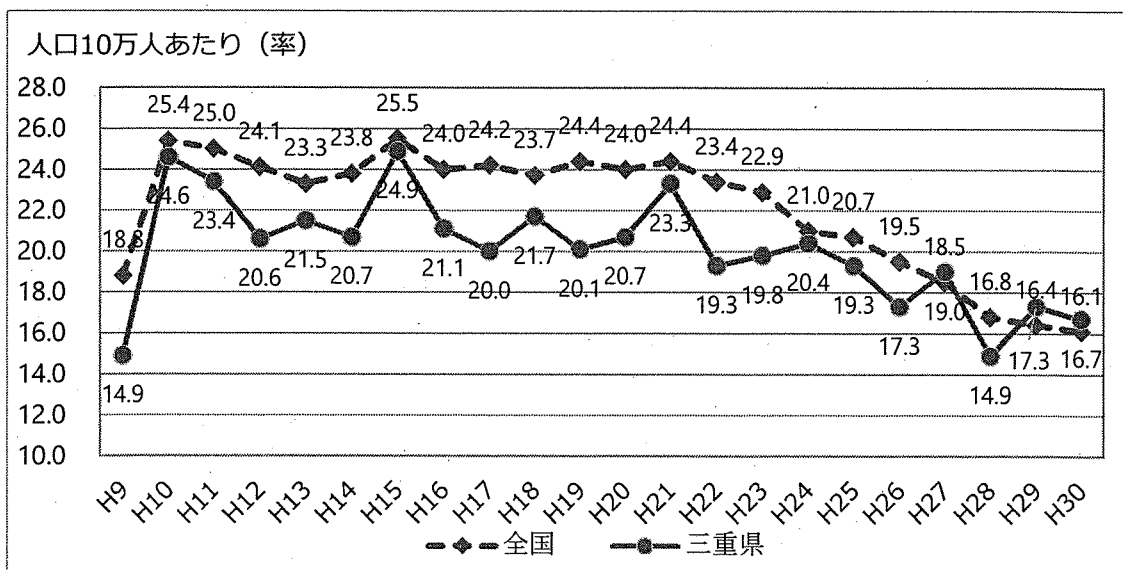


(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

自殺死亡率

○ 全国の人口10万人あたりの自殺死亡率は平成10(1998)年以降24.0前後で推移していましたが、平成22(2010)年頃から減少し始め、平成26(2014)年以降は20.0以下で推移しています。

三重県における自殺死亡率はおおむね全国を下回って推移していますが、平成29(2017)年からは全国を上回っています。

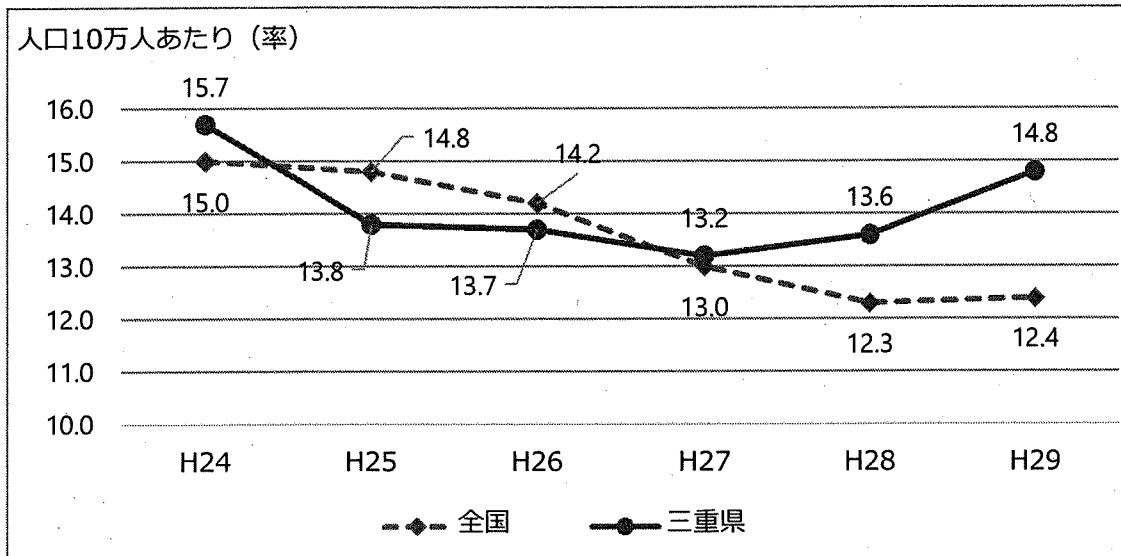


(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 40歳未満の自殺死亡率

○ 三重県の40歳未満（子ども・若者世代）における自殺死亡率は増加傾向にあります。

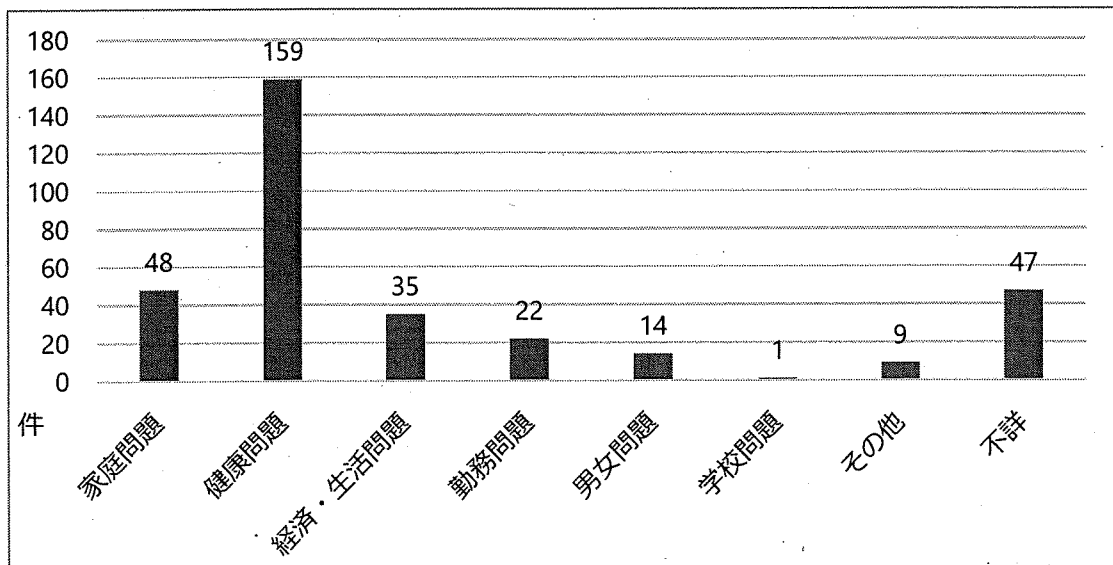


※厚生労働省「人口動態統計」による40歳未満の人口及び自殺者数を用いて算出

### 動機・原因別の状況

○ 自殺統計に基づく平成30（2018）年の自殺の原因・動機別件数では、「健康問題」が最も多くなっています。次いで、「家庭問題」、「経済・生活問題」となっています。「健康問題」には身体疾患のほか、うつ病や統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患も含まれます。

自殺に至る原因・動機については不詳も多く、また、動機・原因は一つではなく、さまざまな要因が複雑に絡み合っていることが多いといわれています。

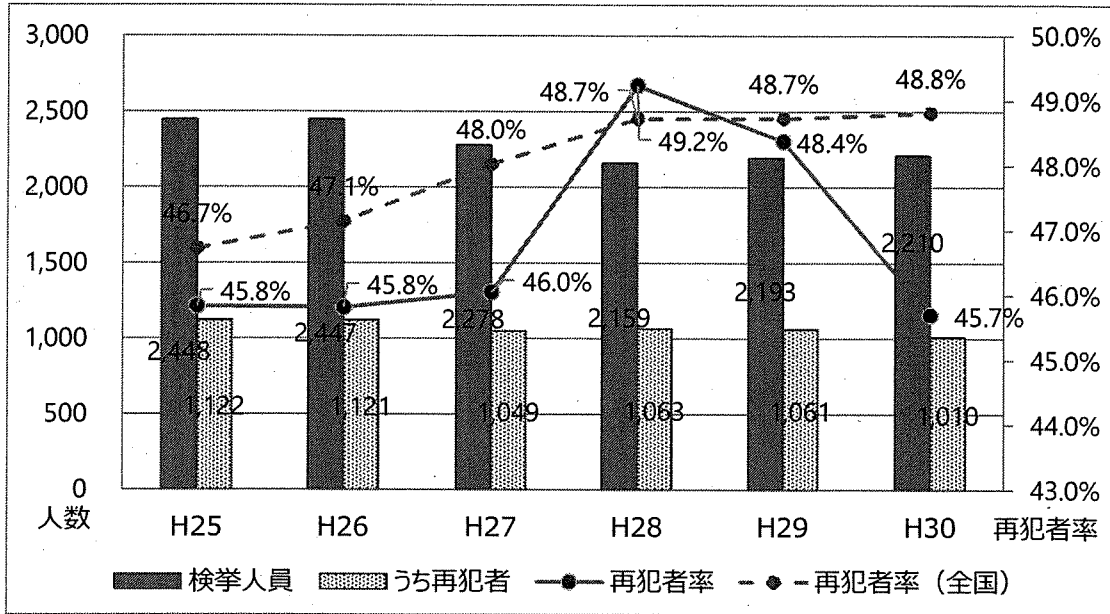


（出典）厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

<犯罪をした者等>

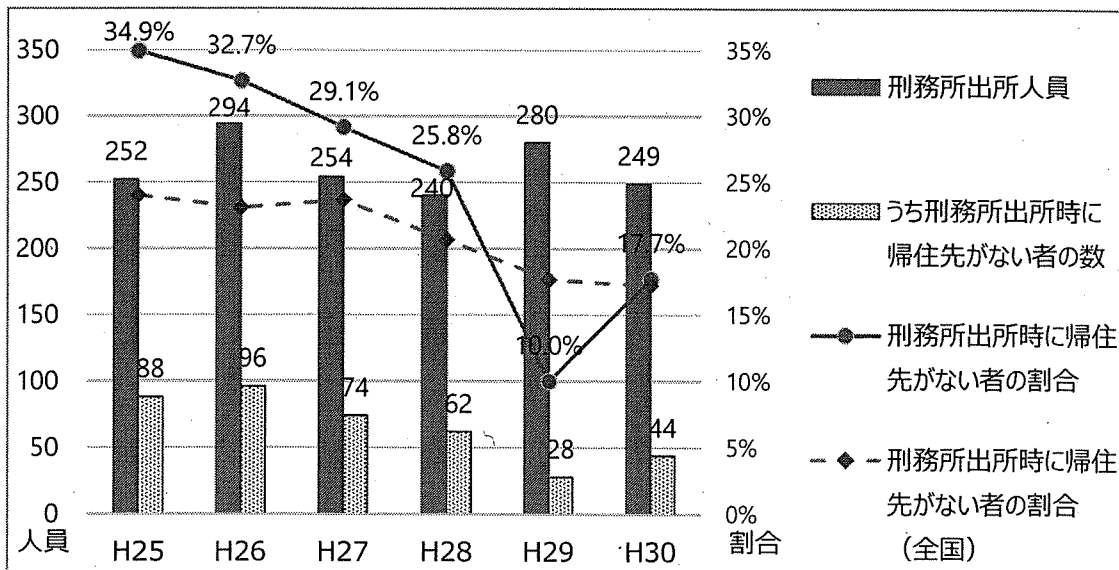
- 刑法犯認知件数が平成 14 (2002) 年をピークに年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し 50%を占めるに至っており、安全・安心を確保するため、再犯を防止することが重要と認識されています。
- 三重県においても、検挙人数は減少傾向にあるものの、平成 30 (2018) 年における再犯者率は 45.7%となっており、検挙者のうち約半数が再犯者となっています。

[検挙者に占める再犯者の割合]



- 県内の刑務所出所時に、帰住先がない者(※)の数は、年々減少傾向にあますが、平成 30 (2018) 年は 44 人(前年比 16 人増)となっています。

[刑務所出所時に帰住先がない者の割合]

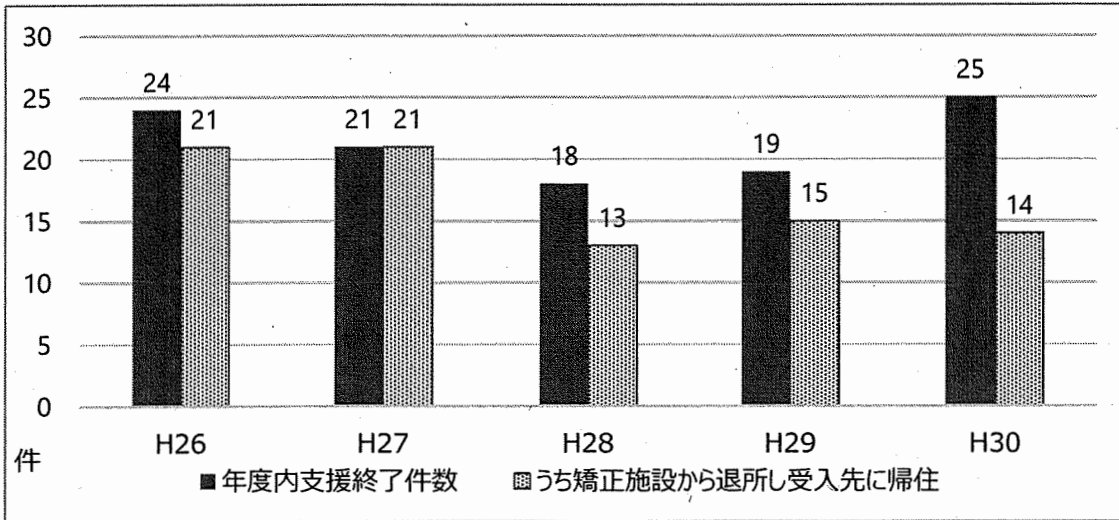


※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者や、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 三重県では、矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するために、三重県社会福祉士会への委託により「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、福祉サービスにつなげるための準備を保護観察所と協働して進めています。

〔三重県地域生活定着支援センターの支援状況〕  
 (コーディネート業務 年度内支援終了件数)



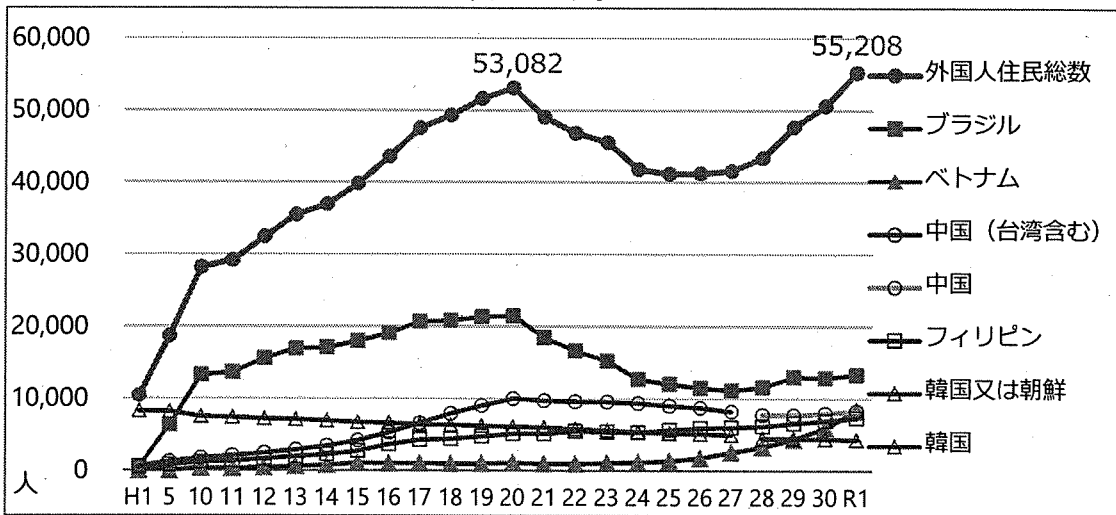
(受入先等内訳)

受入先等	年度				
	H26	H27	H28	H29	H30
更生保護施設・自立準備ホーム	2	3	3	5	5
自宅・アパート・公営住宅等	3	1	2	2	3
障害者支援施設	1	1	1	0	0
グループホーム・ケアホーム	4	0	0	0	3
病院	1	2	0	1	1
救護施設	9	8	6	4	1
サービス付き高齢者向け住宅	0	4	0	1	0
養護老人ホーム	1	0	0	1	1
有料老人ホーム	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	0	0	0	0	0
その他	0	2	1	1	0
他センターへ依頼	1	0	5	3	10
支援辞退など	2	0	0	1	1

<外国人>

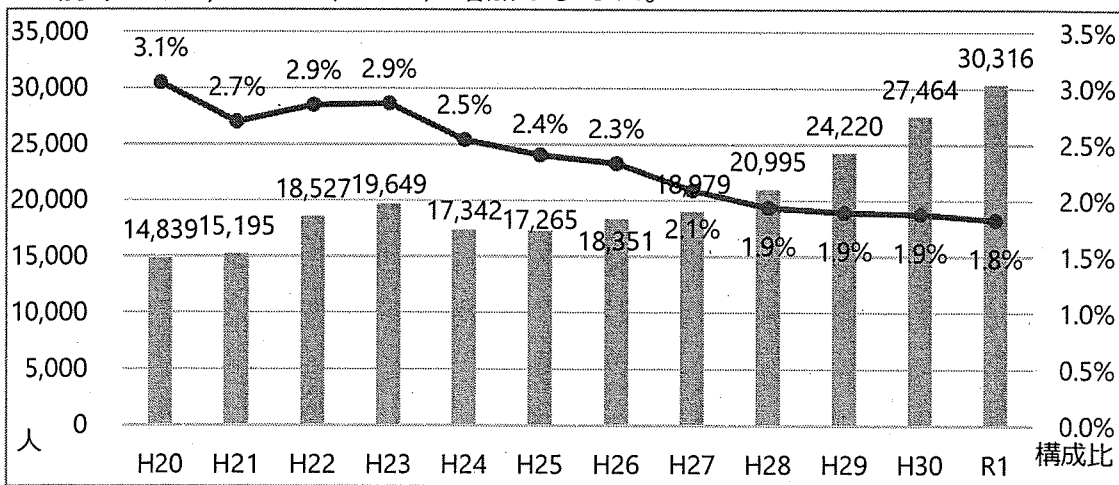
外国人住民の状況

- 令和元（2019）年12月末現在の三重県の外国人住民数は5万5,208人で、前年より4,596人（9.1%）増加し、過去最高を更新しました。外国人住民数は、平成20（2008）年の5万3,082人をピークに、経済状況の悪化に伴い減少していましたが、平成26（2014）年から6年連続で増加しています。
- 県内総人口に占める外国人住民の割合は前年より0.27ポイント増加して3.04%となり、過去最高であった平成20（2008）年の2.78%を更新しました。
- 本県の外国人住民数を国籍・地域別にみると、ブラジルが1万3,300人で全体の24.1%を占め、以下ベトナム、中国、フィリピン、韓国と続いており、上位5か国で全体の75.2%を占めます。



外国人労働者の状況

- 令和元（2019）年10月末現在の三重県の外国人労働者数は3万316人で、前年より2,852人（10.4%）増加しました。



（出典）厚生労働省「外国人雇用状況」

「構成比」は、外国人労働者総数（全国計）に対する県の外国人労働者数の比率

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <災害時における要配慮者>

#### 避難行動要支援者名簿の作成

- 平成 26 (2014) 年 4 月に改正災害対策基本法が施行され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。三重県内では、平成 30(2018) 年度までに全ての市町で作成済となっています。

#### 福祉避難所の指定

- 災害時に福祉的な配慮を要する方々の避難生活を支えるため、地域の要配慮者の状況等を総合的に勘案し、福祉避難所として指定する施設を選定し指定しておくことが必要となっています。

三重県内においては、全ての市町で福祉避難所の指定が行われており、平成 31 (2019) 年 3 月末現在、計 381 施設が指定等されています。

#### 〔指定・協定締結箇所数〕

高齢者施設	障がい者施設	児童福祉施設	その他社会福祉施設	計
297	55	4	25	381



<ひきこもり>

○ 内閣府が平成30(2018)年12月に実施した「生活状況に関する調査」によると、満40歳から満64歳までの人で、6か月以上連続して自宅に閉じこもっている広義のひきこもり群の出現率は1.45%であり、全国で61万3千人であると推計しています。

この推計結果を三重県にあてはめると、40歳から64歳までの人口は約59万1千人(平成30(2018)年10月1日現在)であり、ひきこもりは8,570人と推計されます。

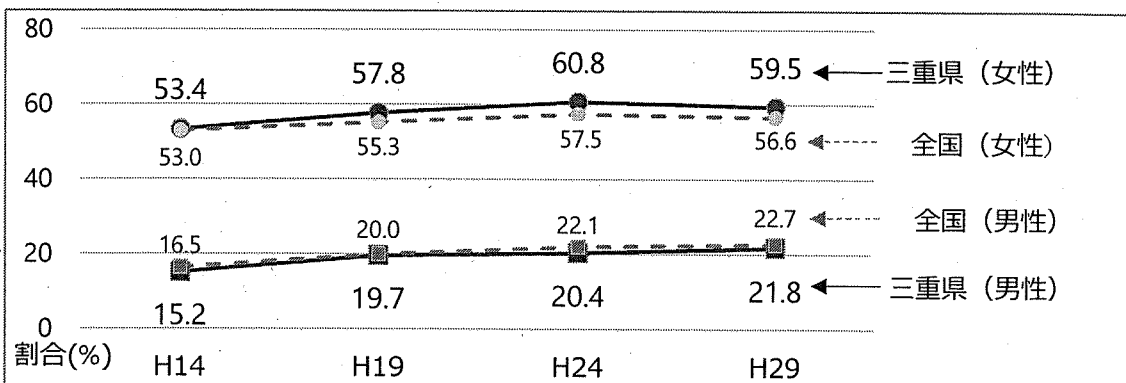
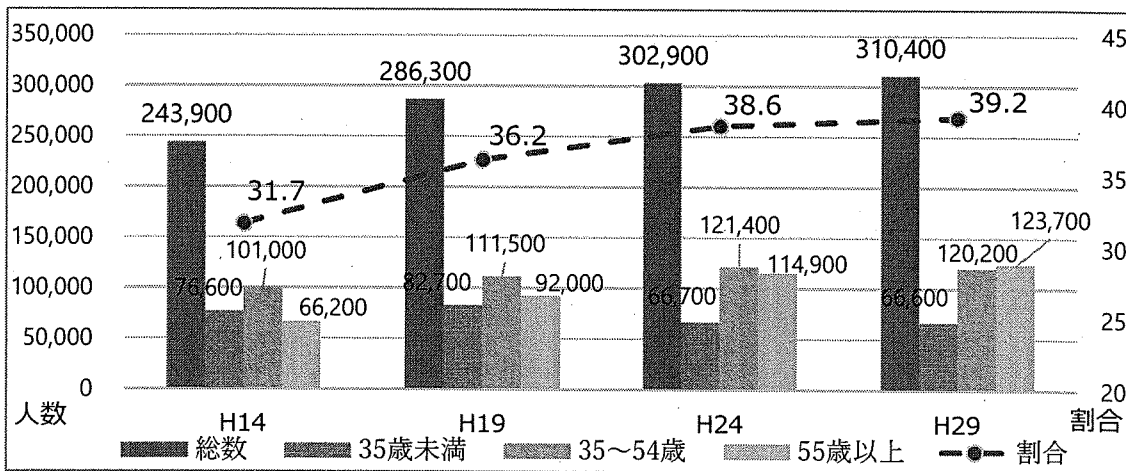
○ 平成27(2015)年度調査「若者の生活に関する調査」(満15歳から満39歳までが対象)における広義のひきこもり群の出現率は1.57%であり、全国で54万1千人であると推計しています。

同様にこの推計結果を三重県にあてはめると、ひきこもりは7,570人と推計されます。

<非正規雇用者>

○ 平成29(2017)年就業構造基本調査結果によると、三重県の非正規の職員・雇用者数は31万400人で、雇用者(役員を除く)に占める割合は39.2%と年々増加しており、特に女性では、59.5%と全国平均を上回っています。

[非正規の職員・雇用者数、割合の推移]



## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <就職氷河期世代>

- 三重県における就職氷河期世代（35～44歳）の人口は、約22万人（平成30（2018）年10月1日現在）で、三重県の生産年齢人口に占める割合は約21.8%となっています。
- 本県における就職氷河期世代のうち、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や長期にわたり無業の状態にある者の数は、平成29（2017）年就業構造基本調査結果を活用した推計で約1万1,000人程度存在するものと考えられます。

35～44歳人口(※1)	不安定な就労状況にある方(※2)	人口比	長期にわたり無業の状態にある方(※3)	人口比
235,300人	7,400人	3.1%	3,535人	1.5%

(出典) 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査結果」  
独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」  
(令和元年9月13日厚生労働省報道発表資料「就職氷河期世代活躍支援のための都道府県プラットフォームのモデル実施について」を参照)

- (※1) 平成29年就業構造基本調査結果(総務省統計局)における年齢別人口(35～44歳人口)の総数
- (※2) 「不安定な就労状態にある方」:  
現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者
- (※3) 「長期にわたり無業の状態にある方」:  
無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者(就業構造基本調査の公表値ではないため、JILPTが特別集計したデータを利用)

＜若年無業者＞

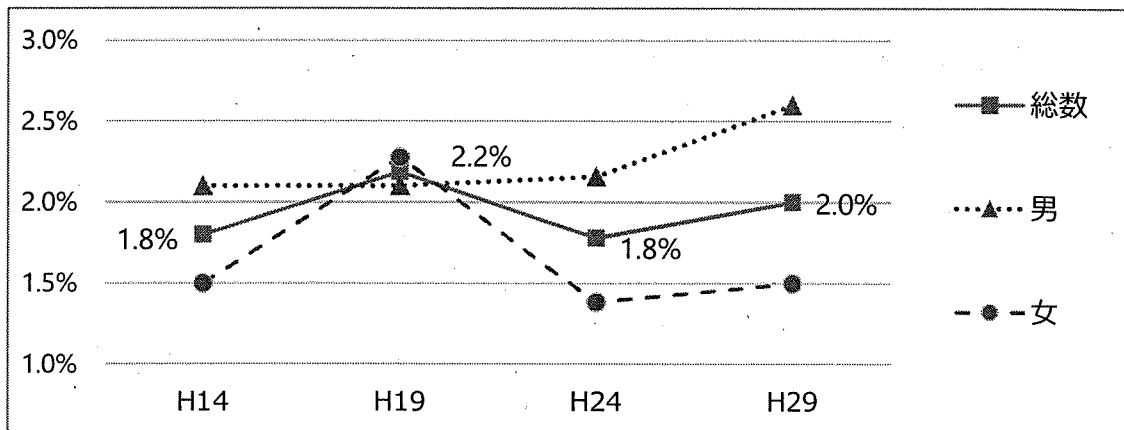
○ 平成 29 (2017) 年就業構造基本調査結果によると、15 歳から 34 歳の若年無業者（いわゆる「ニート」※）は 7,000 人（就業希望者のうち非求職者 2,500 人、非就業希望者 4,500 人）で、平成 24 (2012) 年と比べ 400 人の増加となっています。

〔若年無業者数・割合〕

	平成 29 年			平成 24 年		
	総数	うち無業者	割合	総数	うち無業者	割合
15~34 歳人口	344,300 人	7,000 人	2.0%	370,900 人	6,600 人	1.8%
内訳) 男	177,500 人	4,600 人	2.6%	190,000 人	4,100 人	2.2%
女	166,800 人	2,500 人	1.5%	180,800 人	2,500 人	1.4%

(注) 数値は、表章単位未満の位で四捨五入しており、総数に分類不能または不詳を含んでいるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

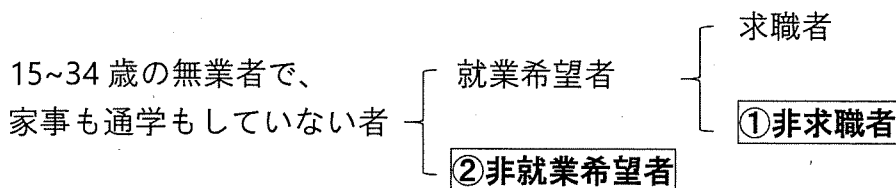
○ 15 歳から 34 歳人口に占める若年無業者の割合は 2.0%となっており、平成 24 (2012) 年と比べ 0.2 ポイント増加しています。



※ 若年無業者（いわゆる「ニート」）

15~34 歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、以下（①及び②）の者

- ① 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就業を希望していない者（非就業希望者）



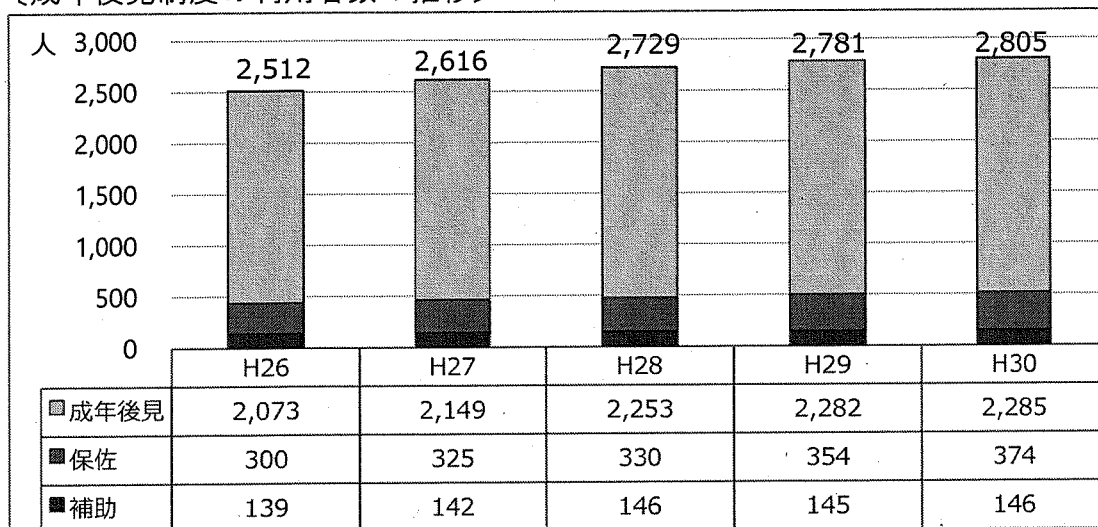
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <権利擁護>

#### 成年後見制度

- 三重県内における成年後見制度の各事件類型における利用者数は、いずれも増加傾向にあり、平成30(2018)年12月末時点における利用者数は、成年後見2,285人、保佐374人、補助146人で、その割合は、成年後見81.5%、保佐13.3%、補助5.2%となっています。

〔成年後見制度の利用者数の推移〕

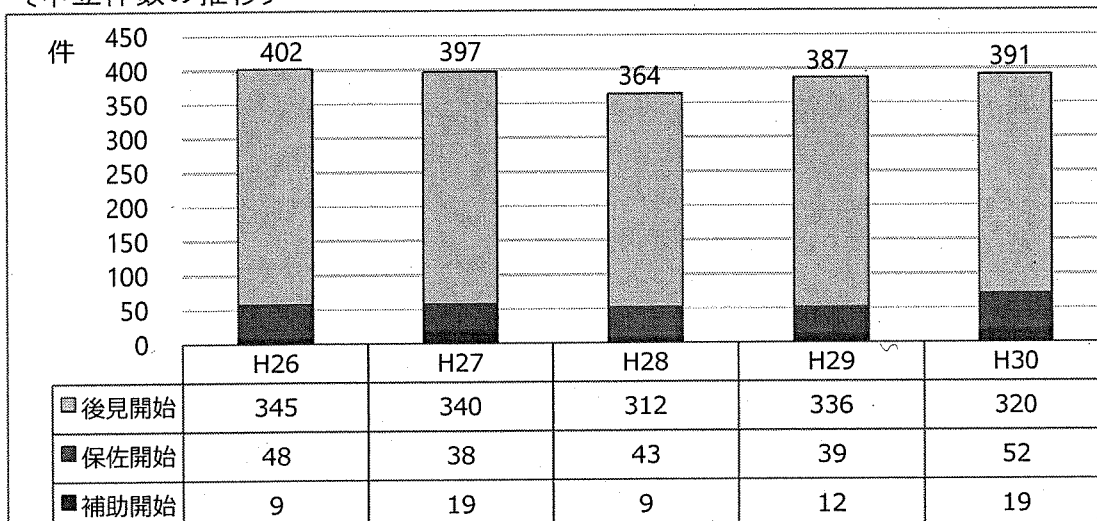


津家庭裁判所提供資料

(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人をいう。

- 成年後見制度申立件数は、近年、400件程度で推移しており、平成30(2018)年の申立件数(1月から12月までに申立てのあった件数)は、後見開始320件、保佐開始52件、補助開始19件となっています。

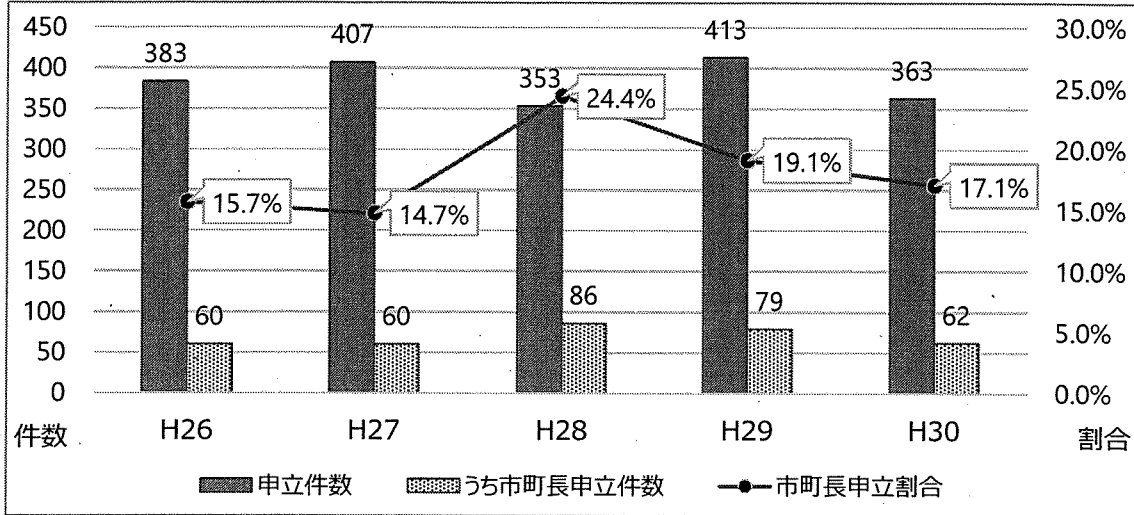
〔申立件数の推移〕



津家庭裁判所提供資料

- 申立件数のうち、市町長による申立の件数は増加傾向にありましたが、平成28（2016）年以降はやや減少してきています。

〔申立人と本人との関係別件数〕



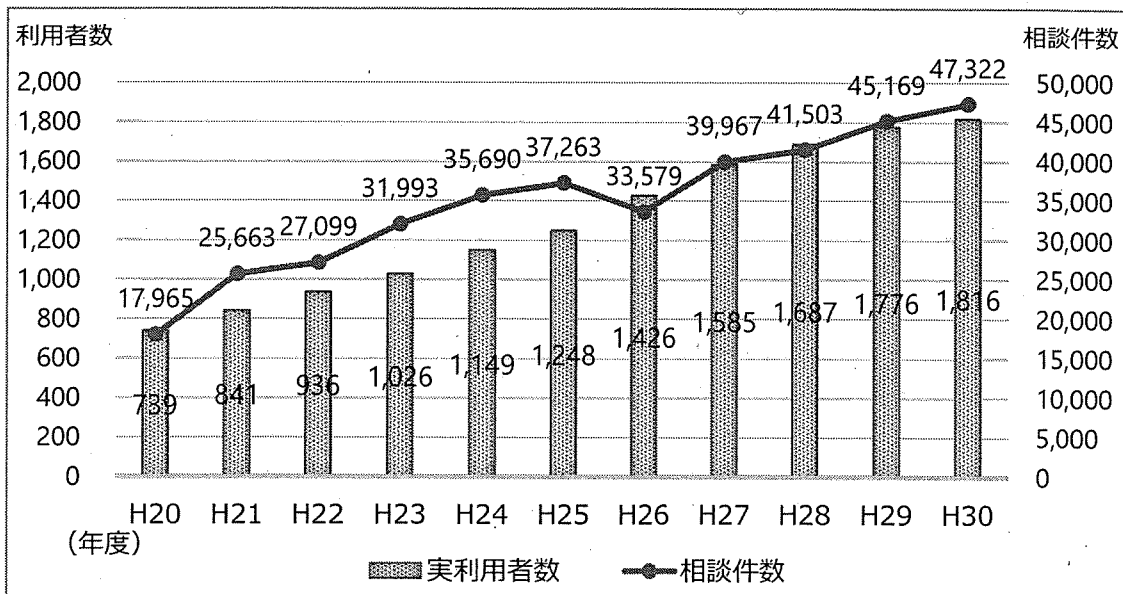
（出典）最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

（注）・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象。

・申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがある。

日常生活自立支援事業利用者

- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、三重県社会福祉協議会が実施する福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の利用者は年々増加しており、平成31（2019）年3月末で1,816人となっています。

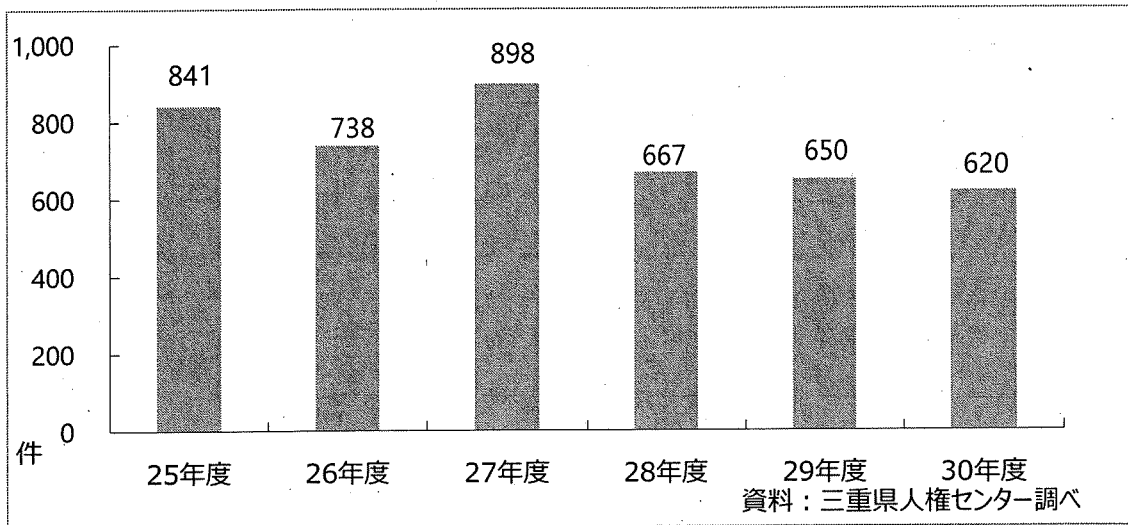


## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

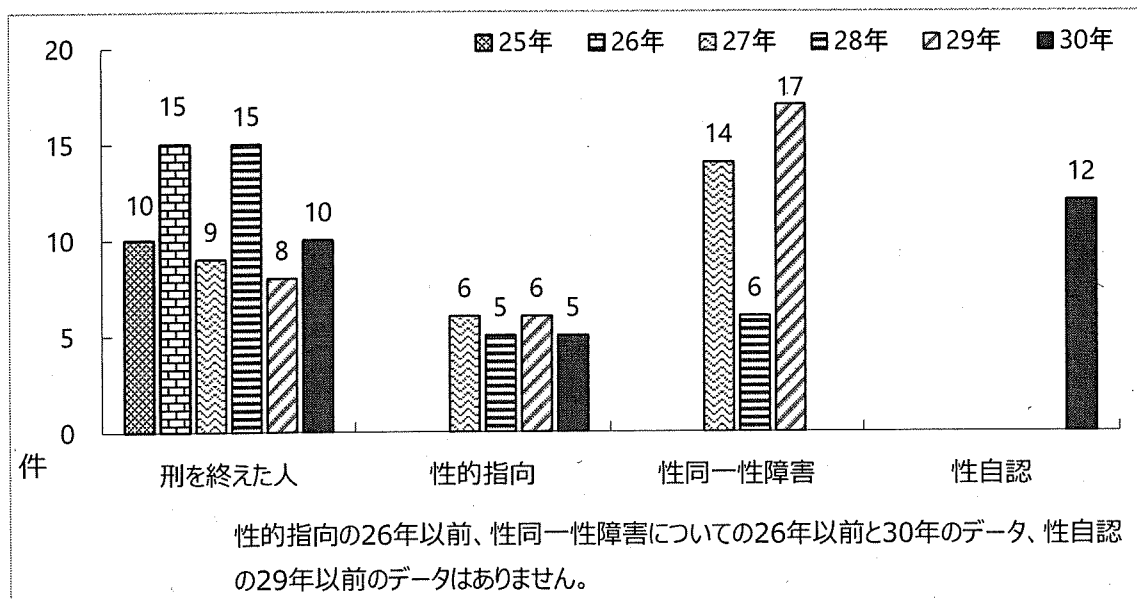
### <人権課題>

- 三重県では、国や市町、関係機関等、さまざまな主体と協働し、県民の人権意識を高めるための教育や啓発活動に取り組んできた結果、偏見や差別意識は解消に向かっているものの、結婚や不動産取引時における差別意識が依然として存在しているほか、インターネット上でも個人を誹謗・中傷する差別的な言動等が発生しています。

「三重県人権センター」では、さまざまな人権問題の相談に応じており、平成30（2018）年度には620件の相談がありました。



- 平成30（2018）年の法務省人権擁護機関の人権侵犯事件における差別待遇受理件数は、新規救済手続開始1万4,508件のうち、刑を終えた人が10件、性的指向が5件、性自認が12件となっています。

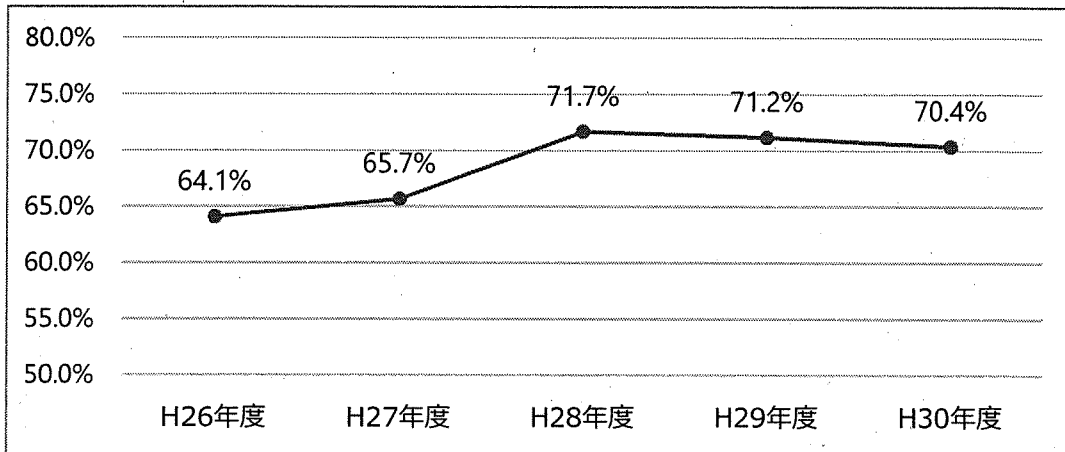


（出典）法務省「法務省及び地方方法務局管内人権侵犯事件の受理及び処理件数」

<ユニバーサルデザインのまちづくり>

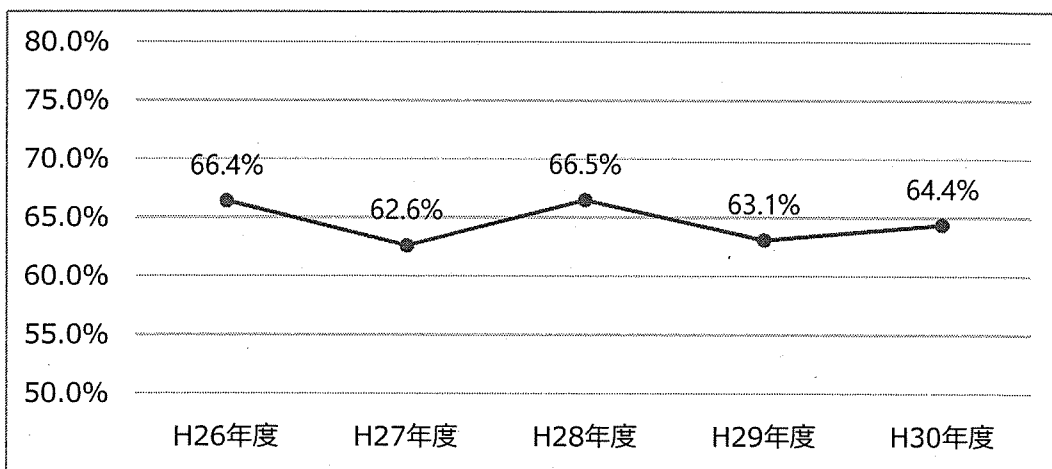
○平成31(2019)年2月に実施した「e-モニター調査」では、「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」は70.4%となっており、ユニバーサルデザインの意識づくりについては、一定の成果が見られるものの、いまだ意識の浸透が十分でない結果となりました。

これについては、「おもいやり駐車場」の不適正利用や視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪等にも現れているものと思われます。



○「多くの人々が利用する施設が使いやすくなってきていると感じている県民の割合」は、64.4%となっており、横ばいの状況です。

これは、ユニバーサルデザインの認知度が上昇し、ユニバーサルデザインに配慮されたまちづくりが進み、一定暮らしに定着してきている一方で、高齢化社会の進展などにより、高い水準での整備を望むようになってきていることや、より身近な施設等でのユニバーサルデザインに配慮された整備に期待することなどが考えられます。



## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況

#### <民生委員・児童委員>

○ 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

民生委員・児童委員数は、令和元（2019）年12月1日現在、定数4,236人に対して現員数4,002人となっています。

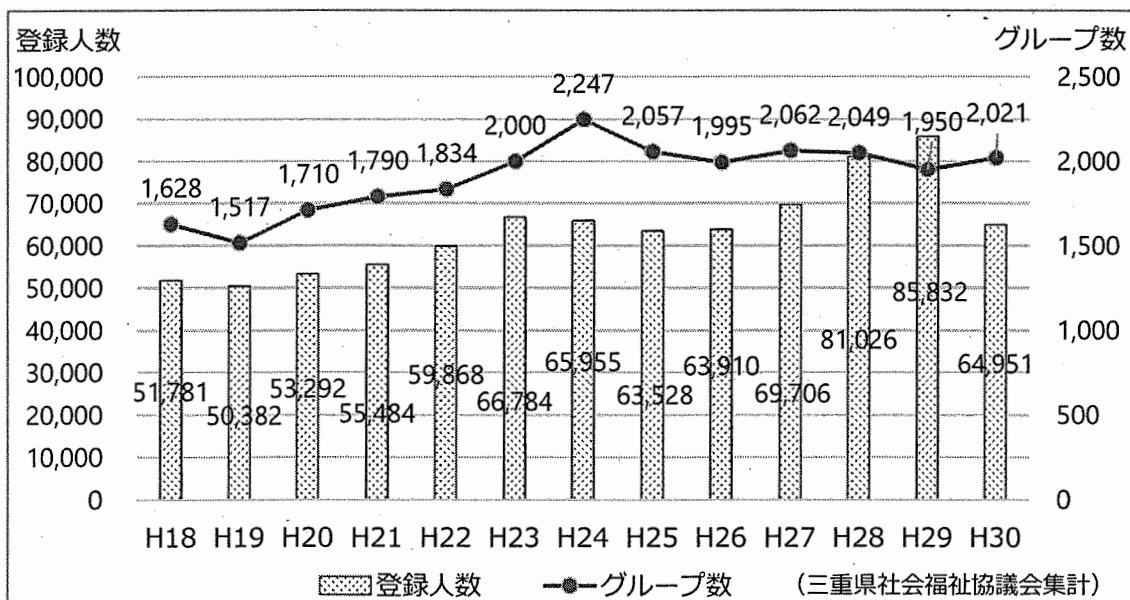
	定数	現員数	充足率	平均年齢
令和元年一斉改選 (R1.12.1)	4,236人 (345人)	4,002人 (333人)	94.5% (96.5%)	66.1歳 (60.5歳)
平成28年一斉改選 (H28.12.1)	4,197人 (343人)	4,034人 (337人)	96.1% (98.3%)	65.2歳 (58.4歳)
平成27年4月条例制定 (H27.4.1)	4,135人 (333人)	4,065人 (331人)	98.3% (99.4%)	— —
平成25年一斉改選 (H25.12.1)	4,137人 (335人)	4,013人 (329人)	97.0% (98.2%)	64.1歳 —
平成22年一斉改選 (H22.12.1)	4,091人 (333人)	4,015人 (330人)	98.1% (99.1%)	62.9歳 (55.3歳)

( ) は主任児童委員の数で内数

#### <ボランティア・NPO法人>

○ 社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供を行うとともに、ボランティアとして活動したい人の登録や活動先の紹介を行っています。

社会福祉協議会に登録しているボランティア会員数は、平成30（2018）年度末で2,021グループ、6万4,951人となっています。



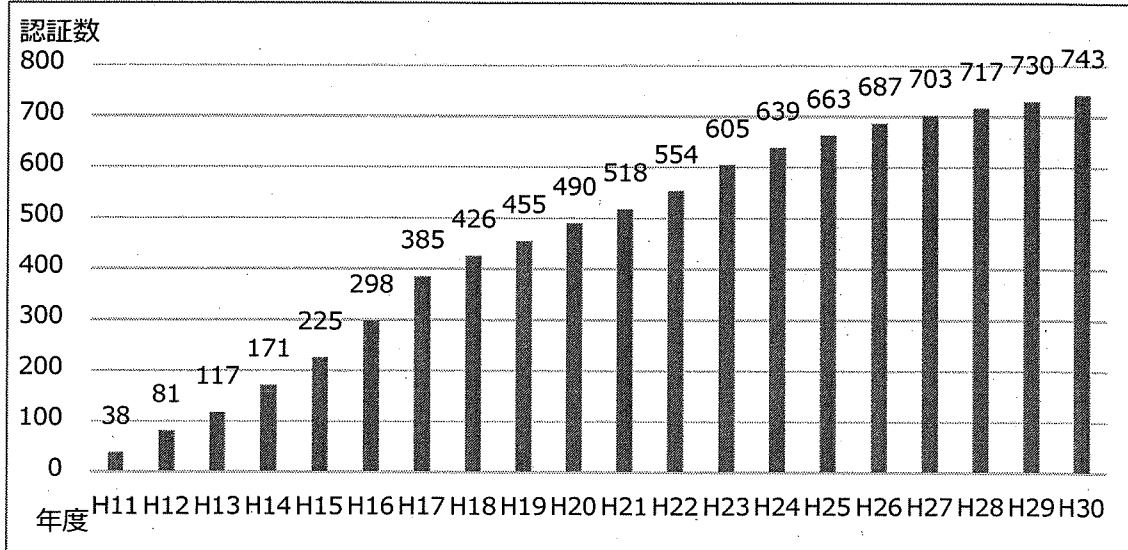


## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

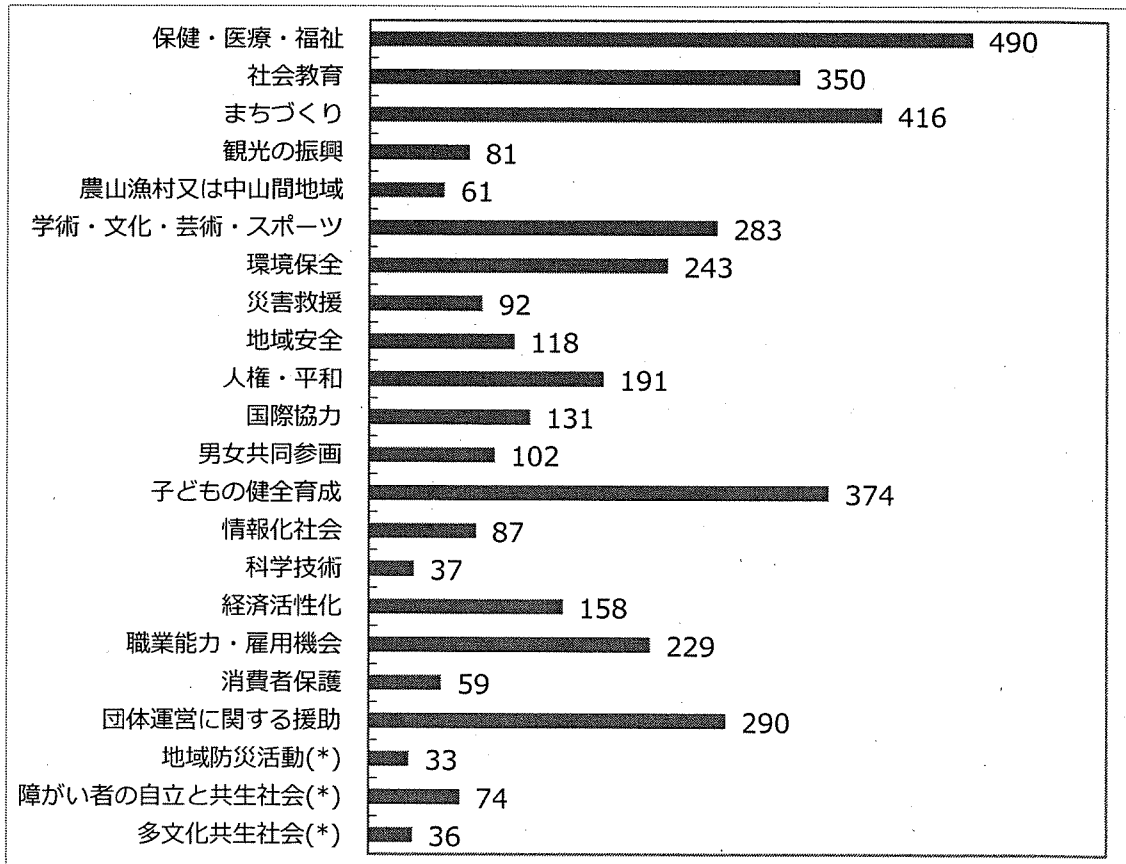
○ 三重県内の NPO 法人数は、年々増加しており、平成 31（2019）年 3 月 31 日現在の法人数は 743 法人となっています。

活動分野では、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで、「まちづくり」、「子どもの健全育成」、「社会教育」となっています。

（法人数）



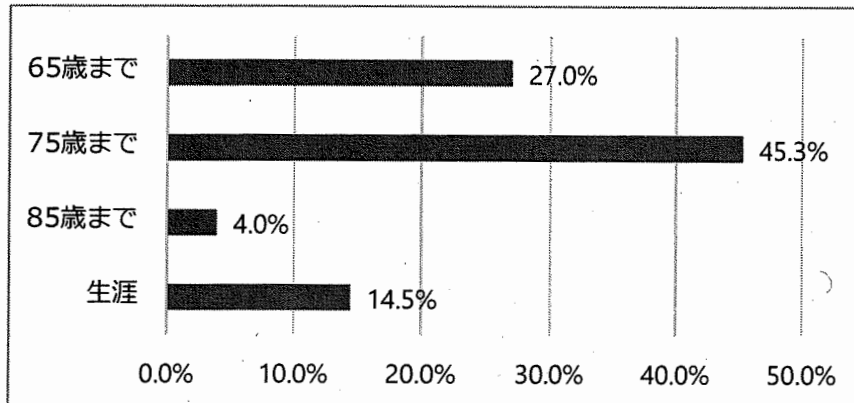
（活動分野）



※ 複数回答（NPO 法人数：743）

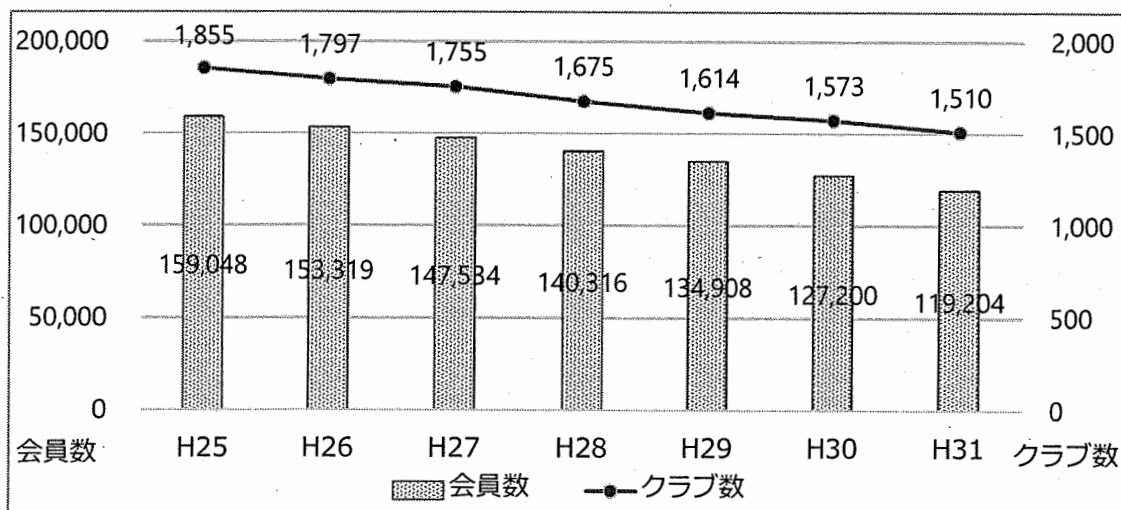
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 平成30(2018)年1月から2月にかけて実施した「第7回みえ県民意識調査」において、仕事に従事したり地域活動に参加するなど、社会で活躍できる年齢を質問したところ、「75歳まで」の割合が45.3%と最も高く、次いで「65歳まで」(27.0%)、「生涯」(14.5%)の順となっています。



### <老人クラブ活動>

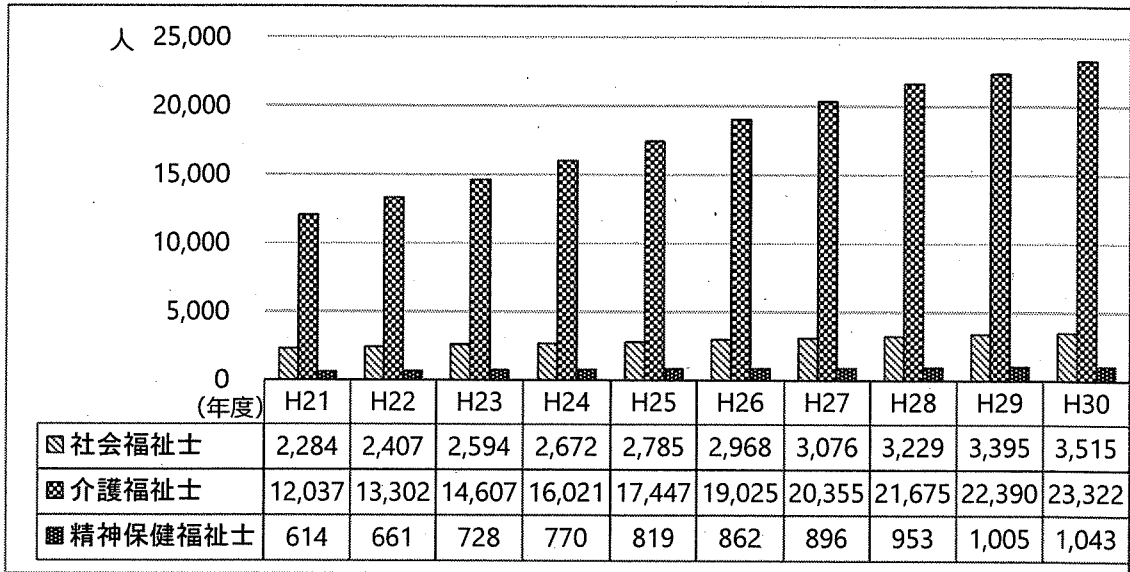
- 老人クラブは、60歳以上の会員で構成する、地域を基盤としたおおむね30人以上の自主的な組織で、健康づくりや介護予防に資する活動のほか、近年では地域貢献活動にも力を入れており、友愛やボランティア活動、世代間交流、環境美化リサイクル活動など、地域の担い手としての活躍が期待されているところです。
- 一方で、老人クラブが抱える大きな課題に、高齢者が増え続けているにもかかわらず、老人クラブの数や会員が減少あるいは伸び悩んでいることが挙げられます。平成31(2019)年4月現在の三重県内老人クラブ数は、1,510クラブ(前年度比96.0%)となっており、減少の一途をたどっています。また、会員の高齢化が進むことで若手層の後継者が不足し、クラブ存続が難しくなっています。



＜社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士＞

○ 社会福祉士をはじめ、福祉に関する専門職種は、高齢者支援、障がい児者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活躍されています。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されています。

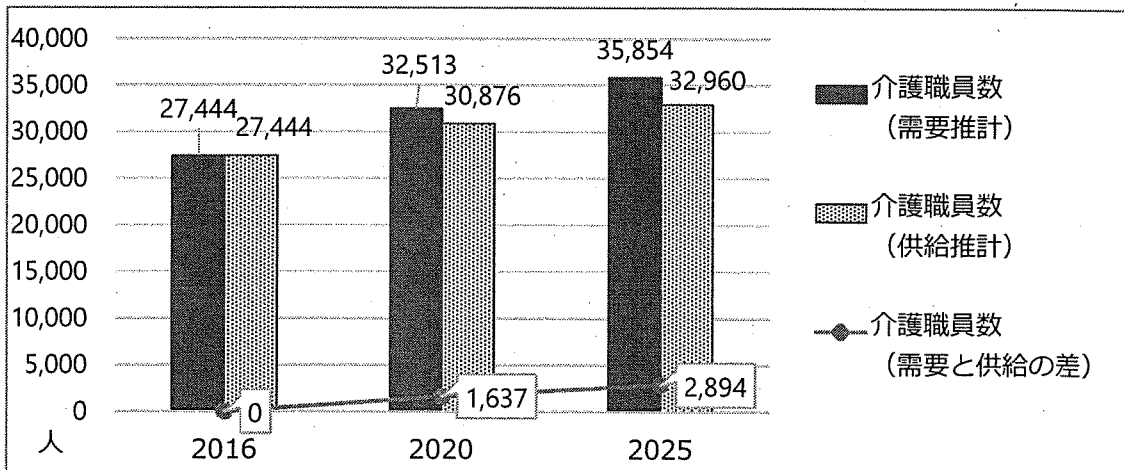
社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の数は年々増加しており、三重県における平成31(2019)年3月末の登録者数は、社会福祉士3,515人、介護福祉士2万3,322人、精神保健福祉士1,043人となっています。



(出典) 公益財団法人社会福祉振興・試験センター「各年度末の都道府県別登録者数」

＜介護人材＞

○ 本格的な高齢社会を迎え、75歳以上高齢者の人口が大きく増加すると推計されており、介護ニーズは今後さらに拡大することが見込まれています。これに対応するサービスを支える人材は、生産年齢人口(15歳～64歳)が減少していく中で、三重県では、団塊の世代が75歳となる令和7(2025)年には、平成28(2016)年時点から新たに約8,400人の介護職員を確保する必要がありますと推計されています。



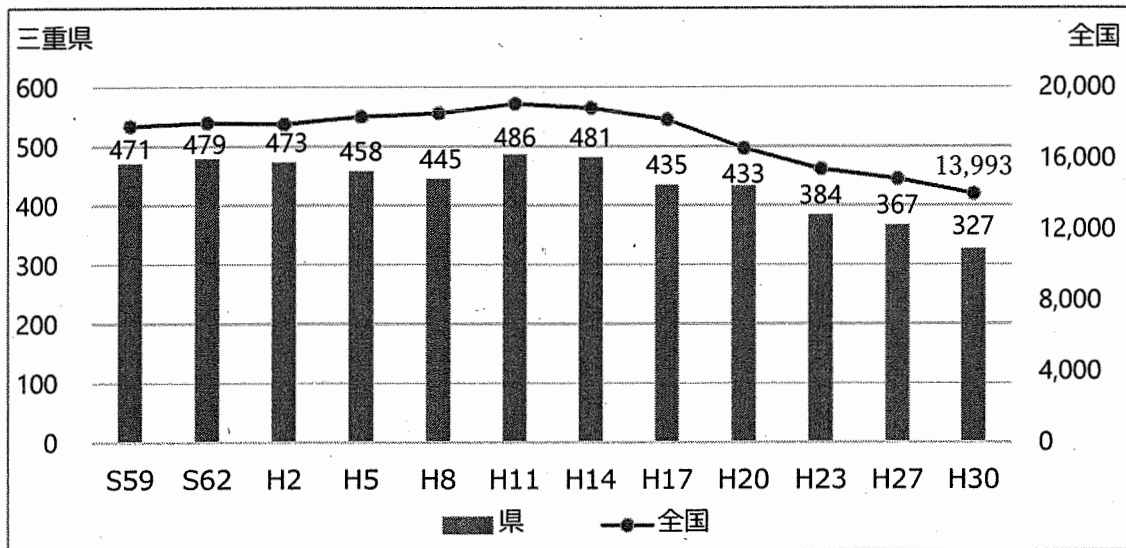
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <公民館>

- 公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしています。

公民館においては、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われており、さらに、今後は、社会の要請に的確に対応した取組や、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティ（地域社会）のためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されています。

文部科学省における社会教育統計によると、公民館の数は全国的にも年々減少してきており、平成30(2018)年10月1日現在の三重県内の公民館数(類似施設を含む)は327施設となっています。



(出典) 文部科学省「社会教育統計」

### <隣保館>

- 三重県内には人権・同和問題を解決するための施設として38館の隣保館が設置されています。隣保館は、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う施設であり、地域社会全体の中で、住民福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や同和問題をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組んでおり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しています。

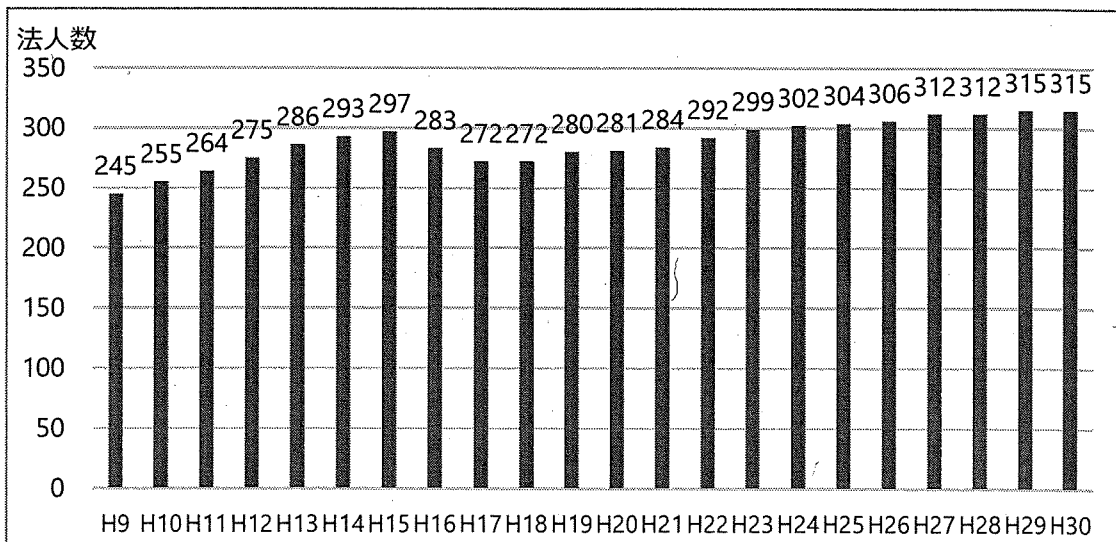
＜社会福祉協議会＞

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であり、民間組織としての「自主性」と、多くの住民や団体に支えられた「公共性」を両輪に、地域住民、社会福祉関係者の参加・協力を得て、さまざまな地域活動に取り組んでいます。
- 県社会福祉協議会では、制度の狭間の課題を抱えた生活困窮者の生活課題を解決するため、社会福祉法人が協働して「みえ福祉の「わ」創造事業」を実施し、「生活困窮者緊急食糧提供事業」「緊急時物品等支援事業」「生活困窮者就労活動支援事業」「賃貸住宅入居保証事業」などの周知・啓発を行い、相談支援窓口となる市町社会福祉協議会と連携し、対象となる地域住民の把握や確認などの地域公益活動に取り組んでいます。

＜社会福祉法人＞

- 社会福祉法人は、社会福祉法において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。平成 28（2016）年に改正された社会福祉法によって、社会福祉法人の公益性・非営利性をふまえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。  
社会福祉法人は制度や分野の垣根を越えて、多様化・複雑化する地域生活課題に対応した、幅広い実践を展開していくことが求められています。

〔県内の社会福祉法人数の推移〕



（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <市町の取組>

(地域福祉計画の策定状況)

- 県内における地域福祉計画の策定状況（H31.4.1 現在）は 18 市町（62.1%）と全国の策定率（78.3%）を下回っています。
- また、生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況に関しては、12 市町（41.4%）（全国 58.2%）に留まっています。

[市町村地域福祉計画の策定状況]（H31.4.1 現在）

		策定済	策定予定	策定未定
三重県	県内 (29)	18 (62.1%)	0 (—)	11 (37.9%)
	市部 (14)	12 (85.7%)	0 (—)	2 (14.3%)
	町部 (15)	6 (40.0%)	0 (—)	9 (60.0%)
全国 (%)	全国	78.3%	7.1%	14.5%
	市区部	91.9%	3.6%	4.5%
	町村部	66.4%	10.3%	23.3%

[市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況]

(H31.4.1 現在)

		盛り込んだ	別の単独 計画として 策定	作業中	作業を 開始して いない	地域福 祉計画 未策定・ 予定なし等 (※)
三重県	県内 (29)	12(41.4%)	1(3.4%)	0(—)	1 (3.4%)	15(51.7%)
	市部 (14)	9(64.3%)	1(7.1%)	0(—)	1 (7.1%)	3(21.4%)
	町部 (15)	3(20.0%)	0(—)	0(—)	0 (—)	12(80.0%)
全国 (%)	全国	58.2%	0.7%	3.5%	9.3%	28.3%
	市区部	68.3%	1.6%	9.2%	7.4%	13.5%
	町村部	35.7%	0.1%	4.6%	13.9%	45.6%

※地域福祉計画の策定状況について、「策定予定」と回答した自治体を含む

(注) 全国の盛り込み状況のうち、市区部及び町村部の数値は、H30.4.1 現在

(地域福祉活動計画の策定状況)

- 市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定は、18 市町（12 市 6 町）が策定しています。
- このうち、13 市町では、行政の地域福祉計画と一体的に策定しています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

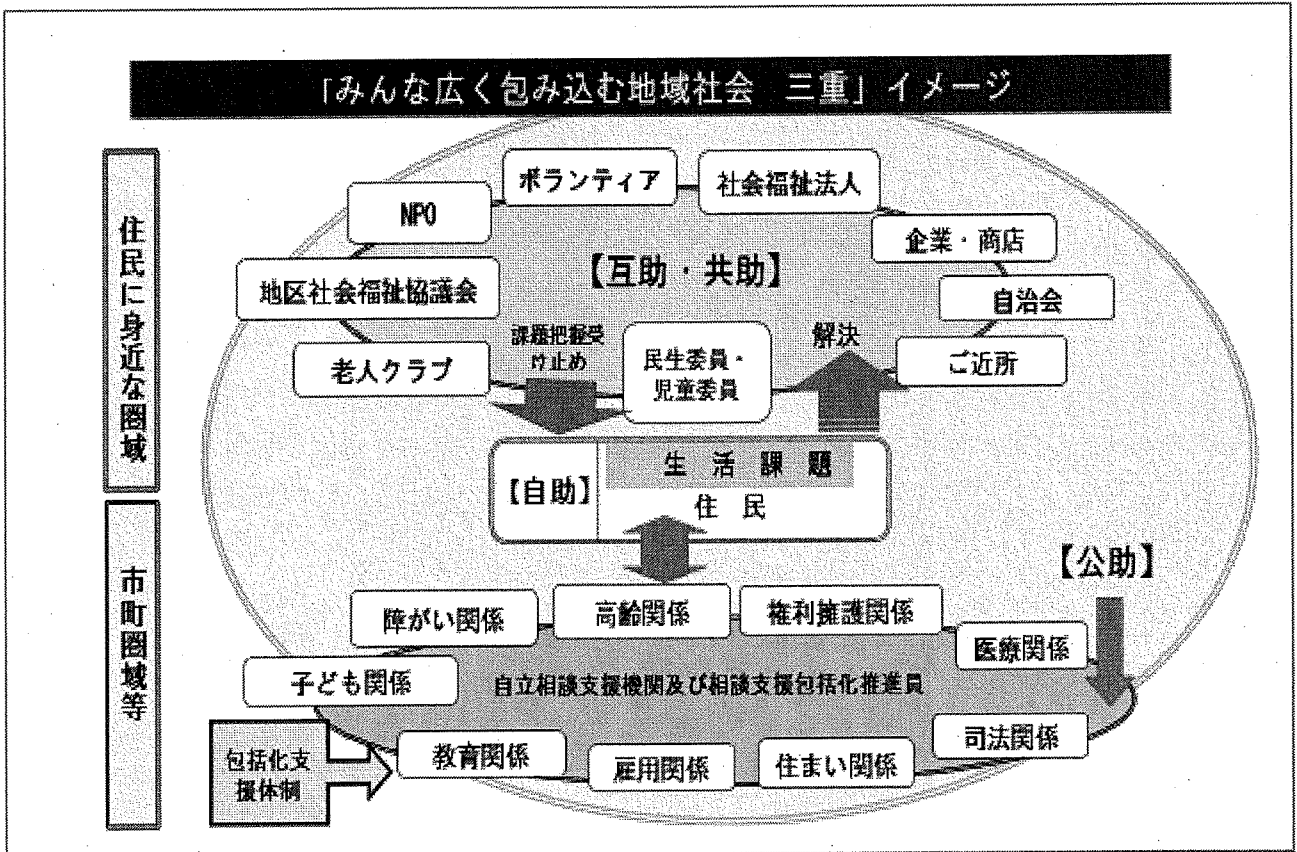
### 1 計画の基本理念（めざすべき姿）

#### みんな広く包み込む地域社会 三重

- この計画でめざすものは、地域に暮らす誰もが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現です。
- 高齢者、障がい者、生活困窮者だけでなく、ひきこもり状態にある人や自殺に追い込まれてしまいそうな人、犯罪をした人、認知症の人、難病患者、医療的ケアを要する人など、地域でさまざまな課題を抱える人やその世帯が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活していける地域づくりをめざします。
- そのため、地域の中で、誰もが主体的にさまざまな地域生活課題を把握し、関係機関との連携によって解決を試みることができる環境が整備されるとともに、市町の包括的な支援体制が整っていくよう、広域自治体としての観点から、専門性の高い課題等への対応により、市町における包括的な支援体制への支援に取り組んでいきます。
- 計画の推進にあたっては、「計画策定の視点（基本姿勢）」で掲げた「ノーマライゼーション」、「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」、「ダイバーシティ社会の推進」、「『SDGs』の達成と『Society 5.0』の実現」の4つの視点を基本姿勢として重視しながら、具体の施策の取組を進めていきます。
- こうした考え方のもと、一人ひとりが自分らしく、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の構築をめざし、基本理念を「みんな広く包み込む地域社会 三重」として掲げます。

### 第3章 計画の基本的な考え方

- この基本理念をめざすべき姿として、一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、自分らしく生きられるとともに、さまざまな主体の参画と協力を得て、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。





## 2 施策体系（取組の柱）

- （1）地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）
- （2）暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）
- （3）地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

### （1）地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

- 基本理念で掲げるめざす姿を実現するため、この計画で取り組んでいく1つの大きな目的は、地域福祉の推進主体である地域住民、関係者、地域福祉活動を行う者（ボランティア等）との連携・協働のもと、各地域において包括的な支援体制が整備されることを推進していくことです。
- 地域共生社会の実現に向けて、各地域における包括的な支援体制の整備を進めていくためには、「包括的な相談支援体制の整備」と「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開していくことが求められます。
- 「包括的な相談支援体制の整備」は、「住民に身近な圏域」において、地域住民による発見、見守り、支え合いを通して把握された課題を、包括的に受け止める相談体制を整備し、さらに、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に対して、あらゆる分野とのネットワークをつくり多機関協働で支援にあたる体制を整備することで、重層的な支援につながっていく仕組みを構築するものです。
- 「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」については、「他人事」であった地域の課題を「我が事」として受け止められるよう意識を変えていくことが求められます。  
包括的な支援体制の整備にあたっては、地域住民の力を借りながら、地域の課題を関係者が連携し、それぞれが役割を持って支援を行っていくことができるよう、地域における支え合いをさらに浸透させていくことが必要です。
- 第一の柱として、包括的支援体制の構築に向けて、地域における支え合い体制づくりを推進していきます。

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### (2) 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

- こうした包括的な支援も、その先にある目的は、福祉ニーズを持つ当事者を含めたすべての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするために取り組むものです。
- また、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、介護、障がい、子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を行っていくことが必要です。
- 第二の柱として、日常の暮らしが継続できるよう、暮らしを支える取組を推進していきます。

#### (3) 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

- そして、包括的な支援体制を整備し、普段の暮らしを継続していけるよう支援していくためには、公的支援をはじめとする各種サービスの充実や、地域福祉を支える人材の養成・安定的確保なども必要となってきます。
- 第三の柱として、地域福祉活動の推進を図るうえでの基盤整備を促進し、サービスの充実を図るための取組を推進していきます。
- 基本理念の実現のために、この3つの取組を柱として、これらの推進項目に応じた具体的な施策を推進していきます。

3 施策体系（推進項目）

推進項目 1	地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）	
指 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉計画策定市町数（現状値：18市町）</li> <li>・ 多機関協働による包括的支援体制整備市町数 (現状地：8市町)</li> <li>・ 民生委員定数充足率（現状値：94.5%）</li> <li>・ 相談支援包括化推進員養成数（現状値：－）</li> <li>・ ヘルプマークを知っている県民の割合（現状値：58.1%）</li> </ul>	
	施策方向	取組項目
	1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	サロン活動への支援 子どもの居場所づくり
	2. 地域住民による支援活動の推進	福祉教育・社会教育の推進 ボランティア活動への支援 高齢者・障がい者の地域活動への支援 民生委員・児童委員活動への支援
	3. 市町における包括的な支援体制づくりへの支援	相談支援包括化推進員の養成 社会福祉協議会の取組への支援と連携強化 相談・支援機関の連携推進
	4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	ユニバーサルデザインの意識づくり 誰もが暮らしやすいまちづくり

推進項目 2	暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）	
指 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数 (現状値：8,736件)</li> <li>・ 再犯者数（現状値：1,010人）</li> <li>・ 災害派遣福祉チーム数（現状値：－）</li> </ul>	
	施策方向	取組項目
	1. 高齢者・障がい者への支援	高齢者に対する支援の充実 障がい者に対する支援の充実
	2. 子ども・子育て支援	子ども・子育て支援の充実 社会的養育の推進
	3. 生活困窮者等への支援	生活困窮者自立支援の推進 子どもの貧困対策の推進

### 第3章 計画の基本的な考え方

4. 生きづらさを抱える者 (ひきこもり、自殺、犯罪をした者など) への支援	ひきこもり・ニート
	自殺対策
	再犯防止の取組の推進
	認知症施策の推進
	がん・難病患者
	医療的ケア児・者
	外国人住民
	人権課題(多様な性のあり方、DV 被害者 等)
5. 災害時における要配慮者への支援	
6. 生活基盤の充実	就労機会の充実
	住宅確保
	移動の確保
7. 権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進
	福祉サービスの利用援助
	差別解消、虐待防止の取組の推進
	消費者被害の防止・救済
8. 多様な生活課題への対応	

<b>推進項目3</b>	<b>地域福祉を支える基盤整備(～福祉サービスの充実～)</b>	
指 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の介護職員数(現状値: 27,818 人)</li> <li>・ みえ福祉第三者評価の受審事業所数(現状値: 285 施設)</li> </ul>	
	施策方向	取組項目
1. 福祉人材の確保	福祉人材の確保	福祉人材の確保
		若者等の参入促進
		働きやすい福祉職場づくりへの支援
2. 福祉サービスの質の向上	効果的な指導監査等の実施	効果的な指導監査等の実施
	第三者評価の受審促進	第三者評価の受審促進
	苦情解決体制の充実	苦情解決体制の充実
	福祉人材の質の向上	福祉人材の質の向上
3. 福祉サービスの総合的提供方法のあり方	保健・医療との連携	保健・医療との連携
	共生型サービスの普及	共生型サービスの普及
4. 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用		

## 第4章 施策展開

### 推進項目1 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

#### （現状と課題）

- 私たちの周りには、生きづらさを感じさせる要因となるものが増してきています。かつては家庭や家族・親族の中で解決できていた困りごとや、家庭・親族では解決できないことであっても隣近所や地域の人とのつながりの中で支えられてきたことが、家族の絆や地域との関係の希薄化などによって、地縁・血縁による支え合いが機能しにくくなり、日常生活を継続していくうえで困難を生じさせています。
- このような困りごとを一人で抱え込み、誰にも相談できず、困りごとが生活上の課題となって問題を深刻化させています。  
また、こうした課題が一人の人の中で同時に重なったり、家庭の中で複数の人が抱えたりすることで問題を複雑化させ、また、地域の中でも同じような課題を持った人や世帯が増してきています。
- このような状況において、支援を必要とする人や世帯を適切に支えていけるようにしていくためには、地域の住民が、地域のつながりの中で困難を抱えている人や課題に気づき、必要なニーズを把握し、解決することができる地域社会を築いていくことが求められます。そのためには、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、全ての地域住民が役割を持ち、世代を超えて、お互いに支え合うことができる地域コミュニティづくりを推進していく必要があります。
- こうした住民同士のつながりをつくり、住民が主体的に地域の課題を把握して解決をしていく力に変えていくため、住民の地域への関心を高めることへの働きかけとともに、地域住民等の地域福祉活動への理解と参加の喚起・促進、地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点となる場や機能を充実していくことが必要です。
- さらに、地域住民による活動を通して把握された地域の課題や地域住民の抱える相談を包括的に受け止めることができるよう、身近な地域における断らない相談体制づくりを進めるとともに、必要に応じて適切な支援機関につなぐことができるよう、多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築していくことが必要です。

## 第4章 施策展開

- 地域は人々が暮らす場であり、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に向けて、地域コミュニティ機能を確保していくことにより、土台としての地域力の強化を図り、地域における支え合い体制づくりを進めていく必要があります。

### 1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり

#### <施策の方向性>

- 高齢者の孤立防止、子育て世代同士の悩みごと相談や情報交換、外国人との交流など、地域住民同士がつながりあえる場として、サロン活動やカフェ、子ども食堂などの取組が地域で進められています。
- また、サロンなどの参加への呼びかけや人が集まることで、会話の中から日頃の心配ごとや地域の福祉課題を発見し、地域で共有できる場ともなります。さらに、課題を共有することで、その解決のために関係者・機関と協力し、新たな取組の創出に発展するなど、地域の福祉力向上につながります。
- 地域住民の集まる場は、地域住民の相談や情報交換、つながりの場となるだけでなく、地域の多様な課題が寄せられる場や新たな取組が生まれるきっかけの場ともなるため、地域住民の居場所づくりを促進していくことで、地域住民相互の交流を図ることができる拠点づくりの取組を推進します。
- 住民が積極的に地域福祉活動を進めるためには、拠点となる場所が不可欠であり、公民館や福祉施設等の既存施設の活用なども検討していくことが望まれます。
- 放課後や週末等に小学校の空き教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動等のさまざまな体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進します。

#### <主な取組>

##### (1) サロン活動への支援

- ・ 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。

(2) 子どもの居場所づくり

- ・ 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、子ども食堂等民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。
- ・ 子ども食堂関係団体で構成する「三重こども食堂ネットワーク」が進める子ども食堂の充実に向けた取組に対し支援します。
- ・ 放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図るため、放課後子ども教室の運営支援を行います。

2. 地域住民による支援活動の推進

＜施策の方向性＞

- 誰もが住みなれた地域の中で生活を営むためには、お互いに個性を尊重し、多様なあり方を認め合い、誰一人として社会から排除されることなく、普通に暮らしていける地域づくりを進める必要があります。
- 地域に生活するすべての人が、お互いにその存在を認め合い、ともに支え合える地域とするため、家庭、学校、地域において、主体的に行動する人を育てていくことが大切です。
- 子どもたちの共に生きる力を育むとともに、地域住民の福祉意識を涵養し、地域の福祉力を高めていけるよう、福祉教育を推進します。
- 地域における社会教育においても、地域の持続的発展を支える取組に資することにより一層期待され、住民参加による地域づくりがこれまで以上に求められる中、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性も大きくなっています。
- 社会教育の推進と地域の教育力の向上にむけて、地域において社会教育の推進に取り組む関係者の協働による情報共有・情報交換や地域の課題解決、学習環境の整備に向けた相互学習を行う場を提供するなど、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を促進します。
- 地域住民は、地域福祉を推進していく上で、その主体としての活躍が期待されます。

## 第4章 施策展開

- 地域住民の一人ひとりが、地域に関心を持ち、地域の課題に気づき、地域の課題を「我が事」として考え、地域で困っている課題を解決したいという気持ちを持つことが大切です。
- こうした気持ちを持った方を、地域の担い手として具体的な活動につなげていけるよう、情報の発信やボランティア活動の基盤整備に取り組みます。
- また、地域福祉推進の主体である地域住民には、担い手として役割を果たす人だけではなく、サービスを受ける当事者も含まれます。  
このため、「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが能力を発揮し活躍できる環境を整備していくことによって、地域住民による支援活動を推進します。
- 民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、地域福祉の推進役となって活動を行っています。  
地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、市町とも連携しながら、担い手不足の改善に向けて制度の一層の周知や民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

### <主な取組>

#### (1) 福祉教育・社会教育の推進

- ・ 次代を担う児童・生徒が、自分たちの生活する地域の特徴や課題に対して主体的に関わり、学びを深め、市民性を育てていくとともに、地域住民が、福祉への理解を深め、主体的な地域福祉活動への参画につながるよう、福祉教育に関する調査・研究や、地域を基盤とした福祉教育推進事業などの県社会福祉協議会の取組を支援します。
- ・ 社会科や総合的な学習の時間等における学習事例等について情報共有を行うことで、学習の充実を図ります。
- ・ 地域社会における教育の充実、拡大を図るため、PTA や子ども会等の社会教育関係団体やNPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等のさまざまな主体が、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供します。
- ・ 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していけるよう、NPO等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して、市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業等を実施します。



(2) ボランティア活動への支援

- ・ 三重県社会福祉協議会が設置する県ボランティアセンターの運営やボランティアコーディネーターの人材養成等の実施を支援することで、ボランティア活動に興味を持つ人が、気軽にボランティア活動に参加できる体制を整備し、ボランティア活動の推進を図ります。
- ・ ボランティア活動に関する県民の理解と参画を促進することで地域課題の解決を促すため、活動の場の提供や情報発信等に取り組みます。

(3) 高齢者・障がい者の地域活動への支援

- ・ 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。
- ・ 高齢者の生きがいづくりや健康づくりとともに、ボランティア活動等の地域貢献活動を推進するため、老人クラブや県・市町老人クラブ連合会の活動を支援します。
- ・ 障がい者の社会参加を促進するため、生活訓練、情報支援、レクリエーション支援、理解促進事業等を総合的に実施します。
- ・ 障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」に取り組みます。

(4) 民生委員・児童委員活動への支援

- ・ 民生委員・児童委員が適切な支援を行うために必要な知識と技能の習得を目的とする研修を実施します。
- ・ 民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成します。
- ・ 県民の方に民生委員・児童委員の役割や制度への理解を深めていただけるよう、県ホームページにおける民生委員制度の紹介のほか、県政だよりやFM放送などを活用し、民生委員・児童委員の日（5月12日）及び活動強化週間の取組紹介を広報していきます。

### 3. 市町における包括的な支援体制づくりへの支援

#### <施策の方向性>

- 平成30年4月1日に施行された社会福祉法の改正において、市町は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する活動を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

## 第4章 施策展開

- 厚生労働省では、市町における包括的な支援体制づくりを進めるため、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」により、複合化・複雑化した課題に的確に対応し、制度ごとの相談支援機関を円滑にコーディネートする相談支援包括化推進員の設置による包括的支援体制づくりを進めています。
- こうした支援体制が整備されることで、制度・分野ごとの「縦割り」を解消し、現状では適切なサービスを受けることができない対象者を捉え、「たらい回し」といった事態を生じさせないようすることができ、「狭間」や「切れ目」のない、「誰一人取り残さない」、困りごとを抱えた「その人」に着目した「伴走型」の支援が可能となります。
- 各市町において包括的な支援体制が整備されるよう、各市町の取組を後押しし、支援していくことで、県内全域での地域福祉をより一層推進していきます。
- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であり、民間組織としての「自主性」と、多くの住民や団体に支えられた「公共性」を両輪に、地域住民、社会福祉関係者の参加・協力を得て、さまざまな地域活動に取り組んでいます。
- 包括的な支援体制の整備にあたっては、地域住民や社会福祉関係者、支援機関など、地域における多様な主体との協働・連携の仕組みづくりが必要であり、社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要となっています。
- 地域福祉を推進する中心的な役割を担う社会福祉協議会の取組を支援するとともに、施策推進における連携を深め、社会福祉の増進や地域住民等が互いに支え合う地域社会づくりを支援します。
- 地域には、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談・支援機関が設置されています。また、県域においても、障害者相談支援センター、児童相談センター、こころの健康センター（精神保健福祉センター、ひきこもり地域支援センター、自殺対策推進センター）、こころの医療センター（認知症疾患医療センター）、配偶者暴力相談支援センターなどの相談・支援機関が設置され、専門性の高い領域における相談・支援にあたっています。

- 市町における包括的な支援体制の整備に向けて、相談・支援機関間の連携を深めるための取組を進めるとともに、複雑化・複合化する課題に対して適切な支援体制が構築できるよう、市町の支援体制を広域的・専門的の観点から適切に支援することで、重層的な支援体制の構築を図っていきます。
- 市町における包括的な支援体制の整備にあたって、隣保館については、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や同和問題をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組まれているところであり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しているものです。  
このため、包括的な支援体制の整備において隣保館が支援関係機関の一つとして、また、地域福祉推進の拠点として、積極的にその活用が図られるよう、隣保館の取組を支援していきます。

#### <主な取組>

- (1) 相談支援包括化推進員の養成
  - ・ 市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。
- (2) 社会福祉協議会の取組への支援と連携強化
  - ・ 市町社会福祉協議会の自主的活動を促進するために必要な連絡及び指導を行い、また、全県的な視野から社会福祉に関する各種機関、団体等と協働して社会福祉の課題に取り組んでいる三重県社会福祉協議会の活動強化を図り、民間社会福祉活動の充実、発展を推進します。
  - ・ 県及び市町社会福祉協議会との定期的な情報共有や意見交換の場を設け、地域の課題やニーズについての共通認識を深めます。
  - ・ 社会福祉協議会等に配置されるコミュニティソーシャルワーカーの実践力の向上やスキルアップを図るための養成研修を実施します。
- (3) 相談・支援機関の連携推進
  - ・ 地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。
  - ・ 障がいのある人が必要な相談支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援を実施し、相談支援専門員や関係機関との連携を推進する等、市町の相談支援体制強化を支援します。

## 第4章 施策展開

- ・ 県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。
- ・ SNS を活用した相談窓口の検討など相談しやすい環境整備を推進するとともに、県内相談体制の充実を図ります。
- ・ 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化の支援や、市町職員のスキルアップを図ることにより、市町における児童相談体制を強化し、児童相談所と市町との連携強化と役割分担を的確に行います。
- ・ 市町が設置している隣保館について、相談事業を含む隣保事業等に要する運営費、事業費にかかる費用の一部を補助します。

### 4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

#### <施策の方向性>

- 県では、障がい者、高齢者をはじめとするすべての県民が自由な活動や平等な社会が参加できる社会の実現をめざして、「三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進条例」(UD条例)の理念である「社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」を実現するため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に沿って、さまざまな主体と連携し、県民の方々の「おもいりのある行動」につなげるように、ユニバーサルデザインの意識づくりやまちづくり等の取組を進めていきます。
- 障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を、県民の皆さんが理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供や活動を担う人材の育成などにより、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、鉄道駅など施設の整備を進めるとともに、施設整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行い、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

＜主な取組＞

(1) ユニバーサルデザインの意識づくり

- ・ UD条例に基づく「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」の開催や、県庁内での横断的な取組、同条例に基づく推進計画の進行管理などを通じ、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的、計画的に進めます。
- ・ さまざまな主体と連携し、ユニバーサルデザインの考え方が県民に浸透するよう、学校出前授業の実施や、「三重おもいやり駐車場利用証制度」やおもいりのある行動のきっかけづくりとする「ヘルプマーク」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの意識啓発の取組を進めます。
- ・ 公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」の設置を進めるとともに、必要な方にその利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を導入し、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援します。

(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

- ・ 事業者、設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等の連携のもと、UD条例の整備基準や取組等の普及・啓発に取り組み、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。
- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化等を支援します。

## 第4章 施策展開

### 推進項目2 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

#### （現状と課題）

- 少子高齢化の進展、人口減少、一人暮らし世帯の増加、労働力人口の減少、非正規雇用の増加、グローバル化、大規模災害発生への危惧の増大など、私たちは、生活を取り巻く環境が大きく変化する中で暮らしていかなければなりません。
- 生活していく上での課題は、介護、障がい、子育ての福祉分野だけに限らず、医療、就業、住まい、教育、環境、防災・防犯、社会からの孤立・孤独、人権など、暮らしの全般に及びます。
- 地域住民の誰もが、住み慣れた地域の中で、その人らしく、いつまでも自律的な生活を送り続けられることがみんなの共通した思いであり、福祉分野だけに限らない、その人や世帯の暮らしの全般に着目した支援を行っていくことが求められます。
- 地域の中での暮らしの継続を阻害するさまざまな課題を抱える人に対して、一人では解決できない課題について、その人の自律性を尊重しつつ、支援を必要とする時には地域のみなんで支え合い、補い、その人の生きる意欲や力、希望を引き出しながら必要な支援を考えていくことが重要です。
- 介護、障がい、子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、分野別、年齢別の縦割りの支援ではなく、暮らしや仕事など、生活上の課題の全般に着目した支援を行うことで、日常の暮らしが継続できるよう取組を推進していく必要があります。
- 公的制度の枠組では対応できない日常生活を営む上での生活課題に対応するため、地域住民による支え合いとも連動したきめ細かな支援を、地域のさまざまな主体と連携しながら進めていく必要があります。

#### 1. 高齢者・障がい者への支援

##### ＜施策の方向性＞

- 要介護者・要支援者、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く問題を解決するため、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」をめざし、地

域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努めます。

- 障がい者を取り巻く現状と課題をふまえ、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念に、障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会の確保、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会やレクリエーション・文化活動などに参加する機会の確保とともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、情報保障など障がい者の権利擁護に取り組み、障がい者施策の推進を図ります。

#### <主な取組>

##### (1) 高齢者に対する支援の充実

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、認知症施策の推進、介護予防・生活支援サービスの充実等に取り組みます。

##### (2) 障がい者に対する支援の充実

- ・ 三重県障害者施策推進協議会等の意見・助言を得ながら、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づく障がい者福祉施策の推進に取り組みます。
- ・ 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備を促進します。
- ・ 障害者総合支援法に基づき、市町が支出する介護給付費の一部を負担します。

## 2. 子ども・子育て支援

#### <施策の方向性>

- 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、待機児童の解消に向けて保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、保育士等の資質向上を図ります。

また、人材確保のため、保育所等が働きやすい職場環境となるよう支援し、就労促進や早期離職防止を図ります。

## 第4章 施策展開

- 「健やか親子いきいきプランみえ」に基づき、新たな三重県の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）により、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策等の取組を推進します。
- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親制度の周知や里親登録者の増加と、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進していきます。また、施設養育においても、より家庭的な養育環境を入所児童に提供できるよう、児童養護施設等の小規模化・多機能化等を促進します。さらに、子どもの権利擁護や社会的養護の子どもの自立支援、市町の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

### <主な取組>

#### (1) 子ども・子育て支援の充実

- ・ すべての子育て家庭および子どもを対象として、地域の実情に応じたさまざまな子育て支援の取組を実施する市町を支援します。
- ・ 保育所や認定こども園等に対し、市町が支払う委託費等の一部を支援します。
- ・ 地域の実情に応じた切れ目のない母子保健事業を推進し、妊産婦や乳幼児の健康水準の維持・向上を図るため、市町保健センター等において中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターを育成します。

#### (2) 社会的養育の推進

- ・ 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親・ファミリーホームの委託の推進や、児童養護施設等における小規模ケア化、多機能化等を促進します。

## 3. 生活困窮者等への支援

### <施策の方向性>

- 生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。
- 「三重県子どもの貧困対策計画」及び「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、学校・地域の連携による学習支援などの教育の支援、子どもたちが安心できる居場所づくりなどの生活の支援、保護者に対する就労の支援、



経済的支援、身近な地域での支援体制の整備などに、市町や関係団体と連携して総合的に取り組みます。

### ＜主な取組＞

#### (1) 生活困窮者自立支援の推進

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関（相談窓口）において、生活困窮者の相談を受けます。生活困窮者が抱える課題は多様で複合的であることが多く、「制度の狭間」に陥らないように、広く受け止め、対象者の個々の状況に応じた支援を行います。
- ・ 支援にあたっては、「待ちの姿勢」ではなく、アウトリーチを行い、支援を必要とする方が相談窓口につながるよう取り組みます。また、相談者の状況に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく事業の活用や、他制度との連携により、支援員が寄り添って、継続的な支援を行います。
- ・ 自立支援に携わる支援員等が、生活困窮者等に対して充実した支援を行うことができるよう、研修会等を実施し、支援員等のスキルの向上に努めます。
- ・ 社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度の適切な運用を図り、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に、無利子または低利子の資金を貸付けることにより、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した日常生活や社会生活が送れるよう支援します。

#### (2) 子どもの貧困対策の推進

- ・ 生活困窮家庭の子どもに対して、地域の状況に応じた学習支援の場を提供するとともに、教育相談や学習支援を実施し、高等学校等への進学や就職に結びつけるなど将来の自立に向けた支援を子どもと保護者の双方に行います。
- ・ 行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図ります。

## 4. 生きづらさを抱える者（ひきこもり、自殺、犯罪をした者など）への支援

### ＜施策の方向性＞

- ひきこもりなど、生きづらさを抱えている人が、社会の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、県、市町、関係機関・団体等で構成するネットワーク組織の連携を強化し、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代に対

## 第4章 施策展開

応した対策を進めるとともに、さまざまな課題を抱える人を包括的に受け止め、適切なサービスにつなぐ相談支援体制の構築を進めます。

- いわゆる就職氷河期世代の本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人に対する安定した就労に向けた支援の充実や、若年無業者の就労に向けて、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。
- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「三重県自殺対策計画」に基づき、包括的な生きることへの支援を行い、自殺対策を総合的に推進します。
- 犯罪をした者等による再犯を防止するため、地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営むことができるよう、「三重県再犯防止推進計画」の基本理念「犯罪や非行をした者を孤立させない」に基づき、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に国や市町、民間団体と連携して取り組みます。
- 「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症サポーターの養成と活動促進、市町との協働による認知症予防に係る取組の検討等を行い、認知症施策を総合的に推進します。
- がん患者が適切ながん医療を受けられるよう、がん診療連携体制の一層の充実を図るとともに、医科歯科連携等、多職種との連携を推進します。  
がん患者やその家族が診断時から適切な緩和ケアを受け、療養生活の質の向上を図るため、緩和ケアに係る人材育成を支援します。  
また、がんに対する不安等を軽減するため、ライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、治療と仕事の両立を支援するため、関係機関や団体、医療機関等と連携した就労支援の取組を推進します。
- 難病指定医等の育成や指定医療機関の増加により、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、拠点病院を中心とする医療提供体制の拡充に取り組みます。  
また、難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。
- 医療的ケアを必要とする障がい児・者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町や福祉、医療、保育、教育など関係機関の連携が機能し、

医療的ケアが提供できる障害福祉サービス事業所等が拡充することにより、支援が適切に提供されている状況をめざします。

- 外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。
- 性的指向や性自認が多様であることへの理解不足による差別や偏見があり、また男女のみの性の区分を前提とした社会生活上の制約を受ける状況があることから、多様な性的指向や性自認について社会の理解促進を図ります。

### <主な取組>

#### (1) ひきこもり・ニート

- ・ これまで支援が行き届かなかった、ひきこもり状態にある方や若年無業者などの生きづらさを抱える方等が適切な支援につながるよう、相談支援機関等と連携しながらコーディネート業務を担う相談支援包括化推進員等の人材養成に取り組むとともに、地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。
- ・ 「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり状態にある方や家族への専門相談などを実施するとともに、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を通じて、支援を行っている関係機関の連携強化に取り組みます。
- ・ 「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置し、経済的に困窮されている方をはじめ、ひきこもり状態にある方など複合的な課題に幅広く対応します。
- ・ ひきこもり状態にある、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、地域若者サポートステーションなどと連携しながら、農業への就業に向けたプログラムの作成や就農体験などに取り組みます。
- ・ 就職氷河期世代の不本意ながら非正規雇用で働く人や、長期無業状態にある人を対象に、就職支援機関や福祉等の関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行います。
- ・ 若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して就労体験や各種セミナーの開催等に取り組みます。

#### (2) 自殺対策

- ・ 自殺対策を推進するため、「三重県自殺対策計画」に基づき、こころの健康に対する正しい知識の普及や人材育成に取り組むとともに、関係機関・民間団体と連携し、各課題の解決に向けた取組を行います。また、こころ

## 第4章 施策展開

の悩みを抱える人々が適切な相談窓口につながるようインターネットにおける検索連動型広告を活用したところの健康づくりに取り組みます。

### (3) 再犯防止の取組の推進

- ・ 高齢、又は障がい等を有する矯正施設入所者が、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう必要な支援を行うため、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰及び地域生活への定着を促進し、再び罪を犯さず地域において暮らすことができるよう必要な支援を行います。
- ・ 保護司や関係団体への協力・助成・連絡調整等や、犯罪をした人や非行のある少年に対する自立支援事業を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会の取組を支援します。
- ・ すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」における啓発活動を推進していきます。

### (4) 認知症施策の推進

- ・ 認知症の早期診断・対応に向け、認知症疾患医療センターの指定、医療・介護関係者への研修等を行います。
- ・ 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポーターの養成・活動促進、認知症相談窓口の設置、若年性認知症の人への支援等に取り組みます。

### (5) がん・難病患者

- ・ がん診療連携拠点病院の指定等、県内におけるがん診療連携体制の整備を進めます。また、がん患者の状態に応じた適切な口腔ケアや口腔管理を行うことができる歯科医師や、がん治療における臨床実践能力の高い看護師等、多職種連携に係る人材を育成します。
- ・ がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるよう、がん診療連携拠点病院等において実施されるがん診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会を支援します。
- ・ 「三重県がん相談支援センター」において、がん患者とその家族を支援するため、がんに係るさまざまな相談に応じます。また、働くことを希望するがん患者が就労を継続できるよう、医療機関や労働局等の関係機関と連携して、がん患者の就労支援について周知・普及を図ります。
- ・ 指定難病患者の医療費を適正に助成し、患者への経済的支援を行うとともに、難病診療連携拠点病院、難病分野別拠点病院等を中心に、医療提供体制の拡充に取り組みます。

- ・ 「難病相談支援センター」において、在宅難病患者の日常生活上における相談、支援、地域交流活動の促進や、就労支援などを行い、患者の治療や日常生活での悩みや不安等の解消を図ります。

(6) 医療的ケア児・者

- ・ 医療的ケア児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス事業所職員のスキルアップ及び地域ネットワーク機能強化の研修会を開催し、地域での受け皿を拡充します。

(7) 外国人住民

- ・ 「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)」において、外国人住民からの生活上のさまざまな相談に対し情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次ぎます。
- ・ 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供します。
- ・ 日本語指導ボランティア等を対象とした研修会の開催など、地域における日本語教育を推進するための体制づくりに取り組みます。
- ・ 医療通訳者を育成する研修を実施するなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組みます。
- ・ 災害時語学サポーター養成研修を開催するほか、「みえ災害時多言語支援センター」の運営に向け図上訓練を実施し、関係機関との連携を強化します。

(8) 人権課題（多様な性のあり方、DV 被害者 等）

- ・ 多様な性的指向や性自認についての社会の理解促進を図るため、県民への啓発や研修に取り組みます。
- ・ DVに関して、ホームページや DV 相談先カードの配布等による啓発や相談・支援機関の周知を図ります。

## 5. 災害時における要配慮者への支援

### <施策の方向性>

- 避難行動要支援者名簿の情報が避難支援等関係者に提供され、名簿情報を活用した個別計画策定など地域の「共助」による支援体制が確立されるよう、取組を進めます。

## 第4章 施策展開

- 市町による福祉避難所の確保を働きかけるとともに、災害時要配慮者の支援を行うため、災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備を進めます。
- 災害時における要配慮者の避難生活を支援するため、被災時における福祉サービス提供体制の継続・回復に向けて、介護職員等の応援・受援体制の整備を進めます。
- 大規模災害時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、受援体制の整備を図るため、実践的な訓練等を行います。
- 災害時におけるボランティア活動を円滑に進めるため、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置運営について、平常時からの研修や訓練の実施を推進します。

### <主な取組>

#### (地域における避難行動要支援者対策の促進)

- ・ 名簿情報の避難支援者等関係者への提供やその名簿情報に基づく個別計画の策定が進むよう、避難行動要支援者の同意を得る作業など、市町の取組を支援します。

#### (福祉避難所の確保)

- ・ 市町に対し、福祉避難所の確保や円滑な運営体制の整備について働きかけるとともに、災害時に福祉避難所の運営を指揮する人材の確保・育成、福祉避難所運営マニュアルの作成等を支援します。

#### (災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備)

- ・ 災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を組成するとともに、一般避難所へDWATを派遣すること等により必要な支援体制を確保することを目的とした官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築するための体制を整備します。

#### (介護職員等の応援・受援体制の整備)

- ・ 介護職員等の応援の円滑な受入れ、及び介護職員等の円滑な派遣を行い、被災地の福祉サービス提供体制の継続・回復を支援することにより、要配

慮者の心身のストレス軽減を図るなど、災害時要配慮者の避難生活を支援するための応援・受援体制を整備します。

(災害時におけるボランティア活動の支援)

- ・ 災害ボランティアの円滑な受入を図るため、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営への参画、受援体制整備に向けた研修に取り組みます。
- ・ 災害時に市町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、県社会福祉協議会による市町社会福祉協議会職員への研修や活動訓練の実施に対する助言・支援等の取組を支援します。

## 6. 生活基盤の充実

### <施策の方向性>

- 住みなれた地域で、いつまでも暮らし続けるためには、生活の基盤となる暮らしや仕事などの充実を図っていくことが重要です。
- 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。
- 本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人に対する安定した就労に向けて、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。
- 誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、関係機関が連携して、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、意欲や能力を十分発揮していきいきと働き続けられる職場環境づくりに取り組みます。
- 障がい者等が農林水産分野で活躍できるよう、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化することで、障がい者等の就労機会の拡大に取り組みます。
- 公営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を推進するとともに、民間賃貸住宅の活用により住宅確保要配慮者への支援体制の充実を図ります。
- 高齢者の交通事故が社会問題化し、運転免許の返納件数が増加傾向にあるなか、車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、地域の実情に応

## 第4章 施策展開

じた、交通と福祉をはじめとする関係分野が連携した取組などを市町、交通事業者等と進めます。

### <主な取組>

#### (1) 就労機会の充実

##### (就労支援)

- ・ 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方については、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員等による伴走型の就労支援を行い、自立ができるよう支援します。生活リズムの崩れや対人関係等の問題から、直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、社会福祉法人等におけるボランティア体験等を通じて、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。
- ・ 就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その方の状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う就労認定事業所の認定を行います。

##### (雇用の確保)

- ・ 若年求職者等の安定した就労や職場定着を図るため、「おしごと広場みえ」を拠点として総合的な就職支援サービスを提供します。
- ・ 就職氷河期世代の不本意ながら非正規雇用で働く人や、長期無業状態にある人を対象に、就職支援機関や福祉等の関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行います。
- ・ 若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して就労体験や各種セミナーの開催等に取り組みます。
- ・ 産業界のニーズをふまえ、新規学校卒業者や離転職者など、さまざまな人材を対象とした多様な職業訓練を実施します。

##### (多様な働き方の推進)

- ・ 妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても希望する形で就労することができるよう、就労継続支援や再就職支援に取り組みます。
- ・ 働く意欲のある高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を発揮できるよう、心身の状況等に応じた多様な働き方の提供に取り組みます。
- ・ 県内企業の障がい者雇用を進めるため、ステップアップカフェなどを活用して、理解の促進を図るとともに、働きやすい職場づくりを支援します。



- ・ 就労を希望する障がい者が希望や特性、体力等に応じて働きつづけるための職場定着支援に取り組むとともに、新たな雇用の仕組みなど多様な働き方の普及を進めます。
- ・ 「農福連携全国都道府県ネットワーク」との連携を強化する中で、全国の先進事例や有効施策の調査をふまえ、農福連携効果の発信などに取り組むとともに、民間協議会等と連携した農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口を整備し、県内推進体制の強化を図ります。
- ・ 障がい者の施設外就労（農作業請負）の拡大・定着に向け、地域の社会福祉協議会や農協等と連携しながら、福祉事業所と農業経営体等をマッチングする支援体制づくりに取り組みます。
- ・ ノウフク・ブランドの構築に向けて、企業等との連携によるノウフク商品の販路開拓や新商品の開発を支援するとともに、ノウフク・マルシェ等を活用しながら消費者に向けたPR活動に取り組みます。また、福祉事業所の施設外就労の定着に向け、コーディネーター等の設置を支援します。
- ・ 農業への障がい者就労拡大に向け、特例子会社設立を通じた企業等の農業参入を促進するとともに、ノウフク商品の認知度向上に向け、福祉事業所等によるノウフクJASの認証取得を促進します。
- ・ キノコ栽培、木工、苗木生産などの分野において、生産者と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化し、林業分野における施設外就労を促進するなど、障がい者の就労機会の拡大に取り組めます。
- ・ 漁業者と福祉事業所等との連携のための組織を立ち上げ、地域が主体となって水福連携に取り組む体制づくりを支援するとともに、福祉事業所の職員等を地域における水福連携の推進等を担う指導者として育成するため、養成研修を行います。
- ・ 労働問題を解決するためのセーフティネット機関として、関係機関と連携しながら外国人住民の労働相談に多言語で対応するなど、相談体制の充実を図ります。
- ・ 外国人が安心して就労できるよう、企業の受入体制の整備を促進し、適切な労働環境の確保を図ります。

## (2) 住宅確保

- ・ 離職などにより住宅を失った方、または失う恐れが高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を住宅確保給付金として支給します。
- ・ 高齢者、障がい者、子育て世帯、犯罪被害者等のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者の選考にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。

## 第4章 施策展開

- ・ 高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう居住支援活動を行います。

### (3) 移動の確保

- ・ 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営、移動支援など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。
- ・ 市町をはじめ交通分野と福祉分野等が連携して、地域の実情に応じた移動手段の確保策を検討し、モデル事業を実施します。モデル事業実施後にマニュアル等を作成し、新たな移動手段の導入に向け検討を行う他市町に対し支援を行います。

## 7. 権利擁護の推進

### <施策の方向性>

- 成年後見制度の利用が必要な方を適切に必要な支援につなげていけるよう、成年後見人等となる人材の育成や、市町や社会福祉協議会、家庭裁判所等の司法も含めた多様な主体が協働・連携した権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備に向けた支援など、成年後見制度利用推進のための仕組みづくりを支援します。
- 判断能力に不安のある方にとって、福祉サービスを選択し、適切な事業者を選び、契約することは困難となることから、福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行うことにより、地域で自立した生活ができるよう支援します。
- 高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者に対する迅速かつ適切な支援を行うため、市町をはじめ関係機関との連携の強化等に取り組みます。また、市町等の関係職員を対象とした研修会等を開催し、高齢者虐待についての正しい知識や対応についての普及啓発に取り組むとともに、地域での見守りや高齢者虐待の早期発見につなげるための仕組みづくりを支援します。
- 障がいを理由とする差別の解消に向け、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、相談対応および紛争解決を図るための体制整備や、三重県障がい者差別解消支援協議会における事例共有、検証などの取組を進めます。

また、障がい者虐待の未然防止と適切な対応を行うため、市町への支援や事業所に対する指導等を行います。

さらに、「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等に取り組みます。

- 児童相談所の機能強化を図るとともに、虐待があった家庭への支援、市町の児童相談体制への支援を行い、児童虐待の未然防止と的確な児童虐待対応に努めます。

また、児童虐待防止の啓発や市町をはじめとする関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の早期発見及び早期対応につなげます。

- 「三重県消費生活センター」の専門性を確保し、消費者被害救済のための相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質の向上等を図り、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上を図ります。

また、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進し、地域における見守り体制の構築を進めます。

### ＜主な取組＞

#### （1）成年後見制度の利用促進

- ・ 成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置等の市町の取組を支援します。

#### （2）福祉サービスの利用援助

- ・ 判断能力に不安のある方に対して、福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行う県社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の実施を支援することで、認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援します。

#### （3）差別解消、虐待防止の取組の推進

- ・ 市町および地域包括支援センターの職員を対象とした研修や要介護施設の従事者や看護実務者を対象とした研修を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識や対応についての普及啓発を行います。
- ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、相談員による相談対応および紛争解決を図るための体制整備や、三重県障がい者差別解消支

## 第4章 施策展開

援協議会における事例共有、検証など、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。

- ・ 「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使いやすい環境の整備を進めます。
- ・ 障がい者虐待防止・権利擁護研修会を開催し障がい者虐待の未然防止と関係者の対応力の向上を図るとともに、専門家チームの活用により虐待対応事例の検討や事案に対する助言を得ることで専門性の向上を図ります。
- ・ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、啓発活動を実施します。また、児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、市町、学校、警察、医療機関等の関係機関との連携を強化します。

### (4) 消費者被害の防止・救済

- ・ 「三重県消費生活センター」の相談体制を充実させるため、相談員の資質向上を図るとともに、市町相談担当者からの相談に対して助言を行う「市町ホットライン」を運営し、市町の取組を支援します。
- ・ 県・市町の消費生活相談員等を対象とした研修を行うことで、県全体の相談対応能力の向上を図るとともに、地方消費者行政強化交付金等を活用し、市町における消費者行政の推進を支援します。

また、地域における自主的な取組、啓発活動を促進するため、「消費者啓発地域リーダー」を養成するとともに、地域における見守り向上のため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進します。

## 8. 多様な生活課題への対応

### <施策の方向性>

- 孤立死、ごみ屋敷などの地域に住んでいる人にはしか見えない課題や、高齢・障がい世帯の草刈り、体の不自由な方のごみ出しなど、地域の中には多様な生活課題があります。
- 地域の中にあるさまざまな生活課題に対して、公的サービスだけで対応することは困難です。公的サービスで対応できない地域における多様な生活課題への的確な対応を図るうえで、地域住民が主体的に関わり、社会資源を活用しながら、支え合う、地域における支え合いの領域を拡大、強化することが求められています。

- ボランティアやNPO、住民団体による活動は、こうした公的サービスでは対応できない領域について、自ら問題意識を持ち、住民共通の利益のために行われています。行政だけでなく多様な民間主体が担い手となり、これらと行政とが協働しながら、行政支援の届かない課題に対して、きめ細かな活動により、地域の生活課題を解決するしくみとして重要な領域を担っています。
- 地域の生活課題に応じるためには、住民による地域福祉活動と公的サービスがうまくつながるようにする必要があり、公的サービスを総合的に提供できるよう運用を改善したり、適切なメニューがない場合には新たな事業の開発につなげていくことも考えられます。
- こうした地域の実情に応じたニーズの掘り起こしや、地域の人材や制度、住民の支え合いによる援助などを組み合わせ、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを担当するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、障がい者に対しては相談支援専門員や専門相談の相談員が配置され、地域のさまざまな課題の解決に取り組んでいます。
- 既存の制度だけでは対応が困難な多様な生活課題に対応するため、地域住民とともに課題の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターの活動を図ります。
- さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、従来から共同募金運動が展開されています。共同募金は、住民相互のたすけあいを基調とし、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財政面から支援する役割を果たしています。
- また、三重県においては、地域社会における住民のボランティア活動への参加を通して「福祉のまちづくり」を推進することを目的として、昭和57年に「三重ボランティア基金」が設立され、ボランティアの育成や活動に対する助成・支援等を行っています。
- 地域の課題を地域で解決していくためには、その財源確保も重要となることから、地域福祉活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進します。

## 第4章 施策展開

- 近年、社会からの要請や期待に応えて、地域貢献などのCSR活動やSDGsの達成の寄与に取り組むことが企業などに求められるようになり、福祉分野でも積極的に取組が進められるようになっていきます。  
企業との連携による地域福祉活動の支援の拡充に取り組みます。
- 障がい者の共同受注窓口による自治体・企業等からの障害福祉サービス事業所への受注の機会を確保し、工賃の向上につなげます。
- 社会福祉法人の公益性・非営利性をふまえ、「地域における公益的な取組」を実施することが責務とされ、社会福祉法人は制度や分野の垣根を越えて、多様化・複雑化する地域生活課題に対応した、幅広い実践を展開していくことが求められることから、社会福祉法人が地域で行う公益的な取組を促進します。

### <主な取組>

#### (コミュニティソーシャルワーカー等の活動の促進)

- ・ 社会福祉協議会等に配置されるコミュニティソーシャルワーカーの実践力の向上やスキルアップを図るための養成研修を実施します。
- ・ 各市町に配置され地域のさまざまな主体による生活支援サービスの創出等を推進する生活支援コーディネーターの活動促進に係る市町の取組を支援します。
- ・ 障がいのある人が必要な相談支援が受けられるよう、広域的・専門的な相談支援を実施し、相談支援専門員や関係機関との連携を推進する等、市町の相談支援体制強化を支援します。

#### (寄附文化の醸成)

- ・ さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援し、「じぶんの町を良くするしくみ」として取り組まれている共同募金や、「三重ボランティア基金」による街頭啓発などの募金運動を推進し、地域福祉活動を財源面で支えていく、住民参加による地域に根ざした活動を支援していきます。

#### (企業との連携による地域福祉活動の支援)

- ・ 生活困窮者などへの支援や地域福祉活動を推進するために行われる企業による社会福祉貢献活動に関する協定の締結を行い、広報活動等協定に基づく取組を支援します。
- ・ 地域を巡回する機会が多い民間事業者と高齢者の見守り等に関する協定を締結します。

- ・ 共同受注窓口事業により、自治体・企業等から事業所等への受注の機会を確保することで、工賃の向上を図り、障がい者の自立した生活の実現を促進します。
- ・ 食品関係企業等における食品ロスについて、フードバンク団体や子ども食堂などを通じて生活困窮者等に対する食料支援につながるよう、食品提供企業とフードバンク団体や子ども食堂等のマッチングを促進するセミナーを開催し、フードバンクネットワークの構築を進めます。

(社会福祉法人による公益的活動の促進)

- ・ 社会福祉法人の指導監査の際に公益事業を行っている法人に対しては、地域における公益的な取組の実施に努めているか確認します。
- ・ 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者等に対して利用者負担の軽減を行う場合に補助を行います。

## 第4章 施策展開

### 推進項目3 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

#### （現状と課題）

- 本格的な高齢社会を迎え、要介護者や認知症などの介護を必要とする高齢者は今後も増加していくことが見込まれ、これに伴い、福祉サービスへの需要は今後もさらに拡大することが見込まれることから、サービス提供体制を質・量ともに充実させていく必要があります。
- 生産年齢人口が低下する中で、労働力不足が懸念され、中でも、介護職をはじめ、福祉人材の不足は深刻な状況にあります。
- 介護人材の確保が厳しい状況にあり介護関連職種の離職率も高い傾向にある中で、国の働き方改革の動きもふまえながら、働き方も含めた介護現場の職場環境の整備に取り組む必要があります。
- サービス提供体制を充実させるためには、事業者によるサービスの質の確保・向上が必要不可欠です。引き続き事業所に対する監督・指導を充実し、サービスの質の確保・向上を図っていく必要があります。
- 疾病を抱えても自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、医療・介護関係者等の多職種が協働して、在宅医療・介護の提供を行っていく必要があります。  
また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努める必要があります。
- 地域共生社会の実現に向けて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成30（2018）年度から介護保険制度と障がい福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けられています。
- 地域福祉活動の推進を図るうえでの基盤整備を促進し、サービスの充実を図っていく必要があります。



## 1. 福祉人材の確保

### <施策の方向性>

- 「三重県福祉人材センター」や「三重県保育士・保育所支援センター」において、無料職業紹介、研修の実施、情報提供・相談等の事業を行うことにより、福祉人材の確保を図り、福祉施設への就業を促進します。  
また、障がい福祉の事業者については、各種研修を実施し、事業実施の人材確保と資質向上に取り組めます。
- 介護人材の確保のため、市町や事業者団体等とともに、参入促進、資質向上、労働環境の改善等の取組を行います。
- 児童・生徒の福祉のこころを育み、福祉についての理解を深め、福祉にかかわる実践力を培うため、福祉教育を推進します。また、福祉を他人事としてではなく、自分自身の課題として理解し認識することで、地域福祉を担う人材としての活動に期待が持たれます。
- 将来の介護の担い手となる若い世代に対して、介護の魅力を伝え、イメージアップを図り、介護分野への参入の促進を図ります。
- 介護事業所等における労働環境の改善に向けた取組を支援します。
- 介護人材の確保が厳しい状況となっているため、国内人材の新規参入を強化するとともに、外国人材の新規参入を促進します。
- 保育士等の業務負担軽減に取り組むなど、労働環境の改善を推進し、離職防止を図ることにより保育人材の確保に努めます。

### <主な取組>

#### (1) 福祉人材の確保

- ・ 「福祉人材センター」において福祉人材確保に関する各種事業を実施し、福祉事業者が利用者の福祉ニーズに対応するために必要とする福祉人材を確保するための環境整備を図ります。
- ・ 高齢化が進む中、今後、需要の急増が見込まれる介護サービスを提供する介護従事者の確保を図ります。
- ・ 障害福祉人材の給与等の改善を図るため、福祉・介護職員の処遇改善加算に要する経費の一部を負担します。

## 第4章 施策展開

- ・ 障害福祉サービス、相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者等への研修を実施することにより、人材を育成し、事業実施に必要な福祉人材を確保します。
- ・ 保育士確保のため、「保育士・保育所支援センター」において、相談事業や就業継続支援研修等を実施します。
- ・ 待機児童になりやすい低年齢児の受入れを行うため、保育所等に保育士加配を行う市町を支援します。

### (2) 若者等の参入促進

- ・ 次代を担う児童・生徒が、自分たちの生活する地域の特徴や課題に対して主体的に関わり、学びを深め、市民性を育ていけるよう、福祉教育に関する調査・研究や、地域を基盤とした福祉教育推進事業などの福祉教育の推進に向けた県社会福祉協議会の取組を支援します。
- ・ 若い世代や福祉職場に関心のある者に対し、福祉・介護職場の魅力を伝えるなど、人材確保が困難な福祉・介護職場への人材の参入促進・定着支援を図ります。

### (3) 働きやすい福祉職場づくりへの支援

- ・ 職場環境の改善に取り組んでいる介護事業所を「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」として証明し、その取組を広く公表することで、介護人材の参入と定着を促進します。
- ・ 地域の元気な高齢者を介護現場の補助的業務を担っていただく職員として雇用する「介護助手」の取組を支援します。
- ・ 地域における多様な人材を保育支援者として活用することで、保育士の負担軽減を図り、働きやすい職場づくりを行う市町を支援します。
- ・ 外国人介護人材に対し、日本語や介護技術の学習支援を行うなどにより、外国人介護人材の福祉・介護職場における円滑な就労・定着を図ります。

## 2. 福祉サービスの質の向上

### <施策の方向性>

- 社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施し、適正な運営と健全な経営を確保します。
- みえ福祉第三者評価制度の普及促進を行い、福祉サービスを行う法人等のサービスの質の向上を図ります。

- 福祉サービス利用者等からの苦情や問合せに適切に対応し、利用者が安心して福祉サービスが利用できるよう、苦情解決体制の充実を図ります。
- 社会福祉事業は年々多様化・専門化しており、施設職員にとっても、より広範な福祉の知識と高度な専門的スキルが要求されることから、福祉施設職員等の研修機会の充実を図ります。

#### ＜主な取組＞

##### (1) 効果的な指導監査等の実施

- ・ 社会福祉法人の適正な運営、社会福祉施設等による適切なサービス提供の確保に向け、法人や施設等に対し、有効で効率的な指導監査や実地指導等を実施します。

##### (2) 第三者評価の受審促進

- ・ みえ福祉第三者評価制度の普及促進及び評価調査者の質の向上を図り、福祉サービスを行う法人等のサービスの質の向上をめざします。

##### (3) 苦情解決体制の充実

- ・ 三重県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情相談に適切に対応することで問題解決を支援します。

##### (4) 福祉人材の質の向上

- ・ 地域住民が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、その中核を担う介護支援専門員に対して、資質向上のための研修と資格管理を行います。
- ・ 「社会福祉研修センター」が行う社会福祉関係の多様な研修事業を支援することにより、社会福祉施設職員の資質向上をめざします。
- ・ 障害福祉サービス、相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者等への研修を実施することにより、福祉人材の育成と支援の質的向上を図ります。
- ・ 多様化、高度化する保育ニーズ等に対応するため、保育士や放課後児童支援員に求められる専門性の向上に向けた研修を実施します。
- ・ 保育士等の処遇改善を進め、保育現場におけるリーダー的職員の育成や専門性の向上を図るため、職務内容に応じた研修を実施します。

## 第4章 施策展開

### 3. 福祉サービスの総合的提供方法のあり方

#### <施策の方向性>

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的・継続的な在宅医療・介護の提供体制づくりを進め、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図ります。
- 高齢者、障がい者の両制度の壁を超えて利用者が交わるケアを進めることができるよう、共生型サービスの普及を進めます。

#### <主な取組>

##### (1) 保健・医療との連携

- ・それぞれの地域で、その実情・特性に応じた在宅医療・介護連携体制が構築されるよう、研修会の開催等により市町の取組を支援します。

##### (2) 共生型サービスの普及

- ・障がい者が介護保険の対象となっても、引き続き同一のサービスを受けられることができるよう、共生型サービス事業者の指定を行います。
- ・共生型サービスについて引き続き周知するとともに、介護サービス事業所から共生型サービスの指定に係る問合せ等があった場合は助言を行います。

### 4. 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用

#### <施策の方向性>

- ロボット技術が応用され、利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器である介護ロボットの導入に向けた事業者への支援、普及・啓発を行います。
- 介護事業のIT化が進むことで、介護職員の事務作業の軽減や、ケアの質の向上が期待されることから、福祉サービス提供におけるIT技術等の活用に向けた取組を支援します。
- 幼稚園等において、ICTを活用することにより園務改善を図り、職員の負担軽減、教育・保育の質の向上を図ります。

＜主な取組＞

（介護ロボットの導入支援）

- ・ 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整えるために行う介護ロボットの導入にかかる経費の支援を行います。
- ・ 障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るため、ロボット等導入に対する支援を行います。

（介護事業等のIT化の促進）

- ・ 介護職場の環境改善や介護人材の確保の観点から、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務効率化のために行うICTの導入にかかる経費の支援を行います。
- ・ 幼稚園等における環境整備、園務改善のためのICT化に要する経費を支援します。

## 第5章 推進体制

### 第5章 推進体制

#### 1 地域福祉推進会議の設置

- 市町による地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉推進を支援するため、学識経験者や市町代表、県・市町社会福祉協議会、関係団体等で構成する会議体を設置し、この計画の進行管理を行います。

#### 2 市町・社会福祉協議会との意見交換の実施

- 市町及び社会福祉協議会との意見交換や、先進的な取組事例等市町間での情報共有等を図るため、市町及び社会福祉協議会との意見交換の機会を設け、県地域福祉支援計画の推進を図るとともに、市町地域福祉計画の策定・改定や、計画に基づく取組を支援していきます。

## 第6章 進行管理

- 計画における推進項目ごとに施策効果となる目標を設定し、施策の実行による効果の把握・分析・評価を行い、この計画の進行管理を行います。

## ＜目標値＞

推進項目	指標	現状値	2024 目標値
推進項目1 地域における 支え合い 体制	地域福祉計画策定市町数	18 市町	29 市町
	多機関協働による包括的支援体制整備市町数	8 市町	29 市町
	民生委員定数充足率	94.5% (R1.12.1)	96.1%
	相談支援包括化推進員養成数	—	200 人
	ヘルプマークを知っている県民の割合	58.1%	85.0%
推進項目2 暮らしを支える 取組の 推進	自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736 件	10,801 件
	再犯者数	1,010 人	808 人以下
	災害派遣福祉チーム数 (三重県DWAT)	—	40 チーム
推進項目3 地域福祉を支える 基盤 整備	県内の介護職員数	27,818 人 (H29 年度)	33,849 人 (R4 年度)
	みえ福祉第三者評価の受審事業所数	285 施設	415 施設

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

<経緯>

これまで各法定計画を総合的に運用することで対応

<地域福祉を取り巻く状況>

- 少子高齢・人口減少社会の到来、○人生100年時代、○雇用情勢、○グローバル化、○自然災害への対応

<課題の複雑化・複合化>

「制度の狭間」「8050」「ダブルケア」など、一人の人や世帯の中で複雑な問題が絡み合っている

<国等の動き>

「地域共生社会」の実現に ⇒ 包括的支援の必要性 に向けた社会福祉法の改正

<新たな地域福祉支援計画の策定>

- 県内全域での地域福祉をより一層推進
- 多世代間の交流や助け合いによる地域共生社会における地域コミュニティ機能の確保をめざす

2 計画策定の視点（基本姿勢）

4つの視点を重視

- 「ノーマライゼーション」、「ソーシャル・インクルージョン」
- 「ダイバーシティ社会の推進」、
- 「『SDGs』の達成と『Society5.0』の実現」

3 めざすべき方向性と着眼点

5つの「包括化（包み込む）」に着眼

- 「生活課題の包括化」、「対象の包括化」、「相談・支援の包括化」、
- 「地域の包括化」、「計画の包括化」

4 計画の位置付けと他計画との関係

- さまざまな生活課題に関係する各分野の計画との連携
- 地域福祉活動支援計画（県社会福祉協議会）とも連携・整合

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

<人口>平成19（2007）年をピークに以降減少

<世帯>一般世帯数は減少 ⇔ 高齢者単独世帯数は増加

2 支援を必要とする人等の状況

<子どもの貧困率（全国）>（大人が1人世帯）50.8%

<ひきこもり>中高年8,570人、若者7,570人

<若年無業者>7,000人

<就職氷河期世代>不本意非正規・長期無業者約1万1,000人

<自殺者>293人（2018年）、40歳未満自殺死亡率14.8（2017年）

<再犯者>1,010人、再犯者率45.7%

<認知症高齢者>（2025年）10.1万人、65歳以上人口比率18.5%

<外国人住民>5万5,208人、外国人労働者3万316人

3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況

<民生委員・児童委員>4,002人（R1.12.1）（定数充足率94.5%）

<ボランティア>会員数2,021グループ、6万4,951人

<介護人材>平成28（2016）年時点から新たに8,400人確保が必要

<社会福祉法人>315法人

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念（めざすべき姿）

みんな広く包み込む地域社会 三重

一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、自分らしく生きられるとともに、さまざまな主体の参画と協力を得て、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

第4章 施策展開

推進項目1

地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

包括的支援体制の構築に向けて、地域における支え合い体制づくりを推進

取組項目

1 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり

- ①サロン活動への支援
- ②子どもの居場所づくり

2 地域住民による支援活動の推進

- ①福祉教育・社会教育の推進
- ②ボランティア活動への支援
- ③高齢者・障がい者の地域活動への支援
- ④民生委員・児童委員活動への支援

3 市町における包括的な支援体制づくりへの支援

- ①相談支援包括化推進員の養成
- ②社会福祉協議会の取組への支援と連携強化
- ③相談・支援機関の連携推進

4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ①ユニバーサルデザインの意識づくり
- ②誰もが暮らしやすいまちづくり

目標値

- ・地域福祉計画策定市町数：29市町
- ・民生委員定数充足率：96.1%
- ・多機関協働による包括的支援体制整備市町数：29市町
- ・相談支援包括化推進員養成数：200人
- ・ヘルプマークを知っている県民の割合：85.0%

推進項目2

暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

制度の充実を図りつつ、暮らしを支える取組を推進

取組項目

1 高齢者・障がい者への支援

- ①高齢者に対する支援の充実
- ②障がい者に対する支援の充実

2 子ども・子育て支援

- ①子ども・子育て支援の充実
- ②社会的養育の推進

3 生活困窮者等への支援

- ①生活困窮者自立支援の推進
- ②子どもの貧困対策の推進

4 生きづらさを抱える者への支援

- ①ひきこもり・ニート
- ②自殺対策
- ③再犯防止の取組の推進
- ④認知症施策の推進
- ⑤がん・難病患者
- ⑥医療的ケア児・者
- ⑦外国人住民
- ⑧人権課題

5 災害時における要配慮者への支援

6 生活基盤の充実

- ①就労機会の充実
- ②住宅確保
- ③移動の確保

7 権利擁護の推進

- ①成年後見制度の利用促進
- ②福祉サービスの利用援助
- ③差別解消、虐待防止の取組の推進
- ④消費者被害の防止・救済

8 多様な生活課題への対応

目標値

- ・自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数：10,801件
- ・再犯者数：808人以下
- ・災害派遣福祉チーム数：40チーム

推進項目3

地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

地域福祉推進を図る基盤整備を促進し、サービスの充実のための取組を推進

取組項目

1 福祉人材の確保

- ①福祉人材の確保
- ②若者等の参入促進
- ③働きやすい福祉職場づくりへの支援

2 福祉サービスの質の向上

- ①効果的な指導監査等の実施
- ②第三者評価の受審促進
- ③苦情解決体制の充実
- ④福祉人材の質の向上

3 福祉サービスの総合的提供方法のあり方

- ①保健・医療との連携
- ②共生型サービスの普及

4 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用

目標値

- ・県内の介護職員数：33,849人（R4年度）
- ・みえ福祉第三者評価の受審事業所数：415施設

第5章 推進体制・第6章 進行管理

評価・見直し

1 地域福祉推進会議の設置

- 学識経験者や市町代表、県・市町社会福祉協議会、関係団体等で構成する会議体を設置し、施策の実行による効果の把握・分析・評価を行い、計画を進行管理

2 市町・社会福祉協議会との意見交換の実施

- 市町及び社会福祉協議会との意見交換の機会を設け情報共有
- 市町地域福祉計画の策定や計画に基づく取組を支援